

埼玉県電子入札共同システム

令和5・6年度 建設工事請負等競争入札参加資格審査 申請の手引

第3回申請(新規・追加)用

【 受付期間 】

- ◆ **新規申請** (新たに登録を申請する事業所)

令和5年11月1日(水)

～ 令和5年11月24日(金)

- ◆ **追加申請** (自治体の追加、申請業務の追加、業種・業務の追加等)

令和5年11月1日(水)

～ 令和5年11月30日(木)

【 申請方法 】

郵送による申請 (各受付最終日の消印有効、持参不可)

※新型コロナウイルス対応等による郵便窓口の営業時間短縮にご注意ください。

【書類提出・問合せ先】

埼玉県 総務部 入札審査課 審査担当 (工事)

郵便番号 330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 : 048-830-5771 (土日祝日を除く)

FAX : 048-830-4914

～ 目 次 ～

申請の流れ	1 ページ
第 1 章 共同受付について	2 ～ 3 ページ
第 2 章 資格要件について	4 ～ 1 0 ページ
第 3 章 申請の受付について	1 1 ～ 2 2 ページ
新型コロナウイルス感染症等の影響への対応	2 3 ページ
委任状及び委任状・使用印鑑届の取扱いに係る注意点	2 4 ページ
第 4 章 審査結果の確認方法について	2 5 ～ 2 9 ページ
第 5 章 名簿登載後の注意事項について	3 0 ～ 3 2 ページ
別表 1 建設工事業種コード	3 3 ～ 3 8 ページ
別表 2 設計調査測量業務コード	3 9 ～ 4 0 ページ
別表 3 第 3 回申請参加自治体問合せ先	4 1 ～ 4 3 ページ
申請書提出前に確認してください	4 4 ～ 4 5 ページ

= 別 冊 =

- <別冊 1> チェックリスト一覧
- <別冊 2> 添付書類一覧
- <別冊 3> 申請書・添付書類 様式集
- <別冊 4> 申請書・添付書類 記入例及び記載要領
- <別冊 5> 申請書（基本個別情報）（様式 C - 1）記入事項
- <別冊 6> Q & A

※ <別冊 1～6> は、この手引とは別の電子ファイルです。

別途ダウンロードして御覧ください。

申請の流れ

申請に必要な資格等の確認

参加自治体、資格要件等を確認してください。 (2～10ページ参照)

申請書類の準備

次の書類を準備してください。 (17～24ページ参照)

- ①申請書 ②添付書類 (共通書類 (1部)) ③添付書類 (自治体別書類)
- ④チェックリスト

申請書類のまとめ

チェックリストを先頭にして、チェックリストに記載されている順番で書類を重ねてください。共通書類はダブルクリップで、自治体別書類は自治体ごとに左上をホチキスで留めてください。

書類の提出

表紙記載の期間内に行ってください。

- (1) チェックリストを先頭にし、**チェックリストに記載されている順番**で書類を重ねてください。共通書類はダブルクリップで、自治体別書類は自治体ごとに左上をホチキスで留めてください。
- (2) 受付最終日のポストへの投函、郵便局窓口への提出は、受付最終日の消印が押されない可能性がありますので、御注意ください。 (14ページ参照)

申請する全ての自治体への申請書類を**共同受付窓口 (埼玉県入札審査課) へ、書留等で郵送**してください。(書類到達が確認できるようにするためです。)

申請書類は**信書**に該当します。**メール便(ゆうメール等)、宅配便(ゆうパック、宅配便等)では受付できません。**

注1 書類到達の確認等の問合せには、対応しません。

注2 書類作成等について、対面での相談を行いません。

注3 書類收受の確認印を希望する場合 (15ページ参照)

各自治体の審査

受付後 ~ 令和6年2月末

申請書類を、共同受付窓口及び各自治体で審査します。 (3ページ参照)

ユーザID・パスワードの交付

令和6年2月末頃 ※ 新規申請者のみ

埼玉県電子入札共同システムに入るためのユーザID、パスワードを共同受付窓口から申請事業所あてに電子メールで送信します。

審査結果のお知らせ

令和6年3月

- (1) 審査結果は、令和6年3月1日以降にシステムで確認してください。 (25～29ページ参照)
- (2) 通知等の郵送は行いません。

入札参加資格の有効期間

令和6(2024)年3月1日 ~ 令和7(2025)年3月31日

第1章 共同受付について

1 共同受付を実施している地方公共団体（自治体）について

埼玉県では、申請者の方々の負担軽減と審査事務の効率化を図るために、埼玉県電子入札共同システム(各別冊を含むこの手引において「システム」という)に参加している地方公共団体(各別冊を含むこの手引及びシステムにおいて「自治体」という)と共同で申請受付を実施しています。

※ 埼玉県電子入札共同システムとは

埼玉県、県内61市町、一部事務組合(4組合)が共同で運営する入札に関するシステムのことです。本システムを利用して、入札に参加するための競争入札参加資格申請の手続や、入札に関する一連の手続を、事業所のパソコンからインターネットを通じて行うことができます。

【 第3回申請（新規・追加）の共同受付実施自治体及び申請受付業務一覧 】

	埼玉県	さいたま市	川越市	熊谷市	川口市	行田市	秩父市	所沢市	飯能市	加須市	本庄市	東松山市	春日部市	狭山市
建設工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
設計・調査・測量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土木施設維持管理	○	○	○	○	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	羽生市	鴻巣市	深谷市	上尾市	草加市	越谷市	蕨市	戸田市	入間市	朝霞市	志木市	和光市	新座市	桶川市
建設工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
設計・調査・測量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土木施設維持管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	久喜市	北本市	八潮市	富士見市	三郷市	蓮田市	坂戸市	幸手市	鶴ヶ島市	日高市	吉川市	ふじみ野市	白岡市	伊奈町
建設工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
設計・調査・測量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土木施設維持管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	三芳町	毛呂山町	滑川町	嵐山町	小川町	川島町	吉見町	鳩山町	ときがわ町	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町	美里町
建設工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
設計・調査・測量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土木施設維持管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	神川町	上里町	寄居町	宮代町	杉戸町	松伏町	越谷・松伏水道企業団	戸田ポートレース企業団	秩父広域市町村圏組合	埼玉西部消防組合				
建設工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
設計・調査・測量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土木施設維持管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○のついている自治体・業務が今回の受付対象です。

※ 「建設工事」…………… 建設工事の請負

「設計・調査・測量」……… 建設工事に係る設計、調査及び測量業務の委託

「土木施設維持管理」……… 道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務の委託

※ 以下の自治体では、一部業務について共同受付を実施していません。当該業務の申請は、各自治体に直接確認してください。

○ さいたま市 : 「設計・調査・測量」業務のうち「その他」の業務

○ 川口市、埼玉西部消防組合 : 「土木施設維持管理」業務

2 共同受付窓口への申請について

共同受付実施自治体への競争入札参加資格審査申請は、埼玉県総務部入札審査課に設置された共同受付窓口において受付し、共通書類及び一部の自治体別書類の審査を行います。その後、各自治体が個別の審査を実施します。

(1) 申請の単位

「会社単位（個人事業者の場合は事業主）」ではなく、「事業所単位（本店・支店・営業所等）」で申請してください。

1つの法人で、複数の事業所を登録する場合は、商号や法人の代表者等、事業所間で共通する事項が、全ての事業所で同じ情報になります。

(2) 審査及び申請書類の流れ

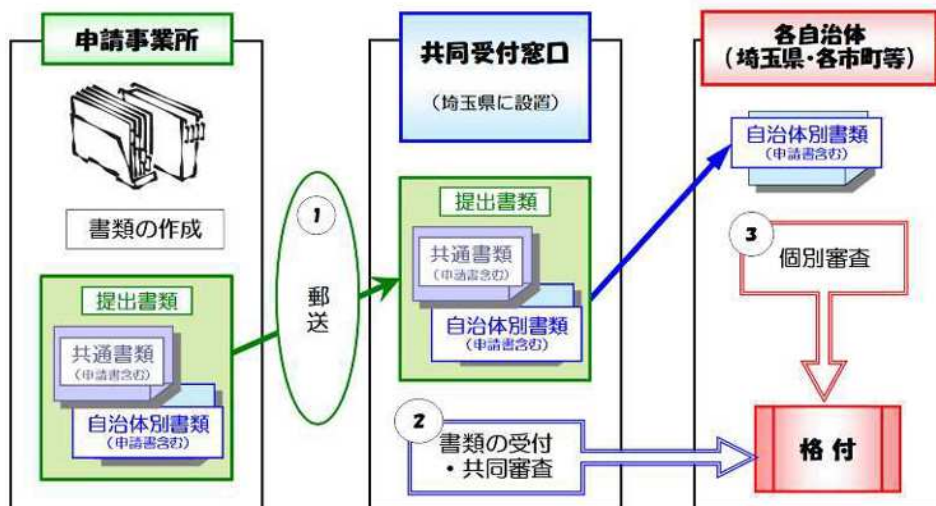
ア 申請する全ての自治体への申請書類を共同受付窓口（埼玉県入札審査課）へ、書留等で郵送してください。（書類到達が確認できるようにするためです。）また、申請書類は信書に該当します。メール便（ゆうメール等）、宅配便（ゆうパック、宅配便等）では受付できません。

持参不可・受付最終日までの消印有効

イ 提出された書類は、第1段階として共同受付窓口で審査を実施します。

ウ 第2段階として、各自治体が個別に審査を実施します。

（各自治体の審査は、申請先自治体固有の審査基準により実施します。）



3 その他

物品等（販売、賃貸、買受け、印刷、電算業務、催物・映画・広告・その他の業務、建築物管理業務）の入札参加資格審査申請は、この申請ではできません。

埼玉県ホームページ > 電子入札総合案内 > 入札参加資格申請（物品等）を確認してください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinbuppintop/index.html>

第2章 資格要件について

競争入札参加資格の登録を希望する場合は、各自治体固有の規程に定める資格要件を満たしているか等について、当該自治体の長が実施する審査を受けなければなりません。

本章では、このうち共同受付実施自治体に共通の資格要件について説明します。

1 申請者の資格（建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理 共通）

次のいずれかに該当する方は、申請することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、共同受付実施自治体の競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 過去において、共同受付実施自治体の入札参加資格の規程等に定める抹消要件に該当し資格者名簿から抹消された者で、入札参加を希望する自治体の規程等で定められた期間を経過していない者
- (4) 法人税（個人事業者の場合は所得税）、消費税及び地方消費税を完納していない者

※虚偽の申請を行った場合は、各自治体の規程等に基づき登録が抹消になることがあります。

【参考】

〈地方自治法施行令第167条の4〉

- 1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
 - 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 「建設工事」に関する申請者の資格

(1) 申請に関する資格について

申請日現在、次の要件を満たしていなければなりません。

ア 申請する業種について、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること

※ 代理人を置く事業所が申請する場合は、その事業所で建設業の許可を受けていること

イ 申請する業種について、建設業法第27条の2第3第1項の規定による経営事項審査（申請日現在において審査基準日から1年7か月以内かつ有効なもの）の総合評定値の通知を受けていること

※ 建設業の許可、経営事項審査についての問合せ先

- ・ 埼玉県内のみ事業所がある場合

埼玉県 県土整備部 建設管理課 建設業担当 電話：048-830-5176

審査・指導監督担当 電話：048-830-5183

- ・ 2以上の都道府県に事業所がある場合

国土交通省 関東地方整備局 建政部建設産業第一課 電話：048-601-3151

経営事項審査について

「建設工事」の入札参加資格申請では、申請日現在において有効な経営事項審査の総合評定値の通知を受けていることが資格要件のひとつとなっています。

申請日現在で再審査による経営事項審査の総合評定値通知を受けている場合は、再審査による通知のみ有効となります。

申請日現在で有効な通知書が複数ある場合は最新のものを提出してください。

(2) 社会保険等の加入について

共同受付実施自治体は、社会保険等の加入を資格要件としています。

※ 社会保険等とは、「**健康保険、厚生年金保険、雇用保険**」の3保険のことです。

社会保険等の加入状況は、「経営事項審査の総合評定値通知書の写し」の「その他の審査項目（社会性等）」欄で確認します。

ア **全ての**社会保険等の加入状況が「**有**」又は「**除外**」の場合

⇒ 「社会保険等に**加入している**」とします。

イ いずれかの社会保険等の加入状況が「**無**」となっている場合

⇒ 「社会保険等に**未加入**」とします。

ただし、9～10ページ記載の(ア)健康保険、(イ)厚生年金保険、(ウ)雇用保険の加入確認資料を提出した場合は、「社会保険等に加入している」とします。

(3) 受注希望工事に関する申請者の資格

次のアからエまでに掲げる4業種の工事の受注希望工事を希望する場合は、「資格情報を証明する書類」欄に記載されている届出や資格等が必要です。申請する場合は、「資格情報を証明する書類」を提出してください。下表以外の業種については、「資格情報を証明する書類」は不要です。

ア 電気工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
総合電気設備工事 発電変電設備工事 電気設備工事 信号設備工事	電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく電気工事業開始届等の「 届出受理通知書 」等（※1）	都道府県知事 各産業保安監督部長 経済産業大臣

※1 電気工事業開始届等の「届出受理通知書」等に関する問合せ先

- 埼玉県内にのみ営業所がある場合
埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当 電話:048-830-8435
- 加須市・久喜市・日高市、吉見町にのみ営業所があり新規に開始届を提出する場合
窓口が市になる場合がありますので直接該当市町の担当課にお問合せください。
- 2以上の都道府県に営業所があり、かつ営業所が全て1つの産業保安監督部の管轄内にある場合
経済産業省 関東東北産業保安監督部 電力安全課 電話:048-600-0388 (代)
- 2以上の都道府県に営業所があり、かつ営業所が複数の産業保安監督部の管轄にある場合
経済産業省 商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課
電話:03-3501-1511 (代)

イ 管工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
浄化槽工事	埼玉県知事に提出した「 特例浄化槽工事業者届出書 」(「 表面 」と「 裏面 」)(※2) (届出書の記載事項に変更がある場合はあわせて)「 特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書 」(※2))	埼玉県知事

※2 「特例浄化槽工事業者届出書」等についての問合せ先

- 埼玉県 県土整備部 建設管理課 建設業担当 電話:048-830-5176

注) 浄化槽工事を申請する場合は、申請する事業所で届出をしている必要があります。

ウ 電気通信工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
有線電気通信工事	電気通信事業法に基づく「 工事担任者資格者証(アナログ第1種、A I第1種、第一級アナログ通信、アナログ第2種、A I第2種、総合種又はA I・DD総合種、総合通信) 」の資格者証	総務大臣
データ通信設備工事	電気通信事業法に基づく「 工事担任者資格者証(デジタル第1種、DD第1種、第一級デジタル通信、デジタル第2種、DD第2種、総合種又はA I・DD総合種、総合通信) 」の資格者証	

- 令和3年4月より資格の名称が変更になっております。詳しくは日本データ通信協会

<https://www.dekyo.or.jp/shiken/>

工 消防施設工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
水消火設備工事	消防法に基づく甲種第1類消防設備士の免状	都道府県知事
泡消火設備工事	消防法に基づく甲種第2類消防設備士の免状	
不燃性ガス消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状	
粉末消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状	
火災報知設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状	
避難設備工事	消防法に基づく甲種第5類消防設備士の免状	
排煙設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状	

3 「設計・調査・測量」に関する申請者の資格

以下の書類を提出してください。

(1) 測量業者登録

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
測量法第55条の5の規定に基づく測量業者としての登録通知等（※1）	国土交通大臣 （地方整備局長）	申請する事業所で登録が必要

※1 測量業務を申請する場合は、「測量業者登録通知」及び登録行政庁の受理印がある「測量業者登録申請書（第一面と別紙）」を提出してください。

(2) 建築士事務所登録（建築関連コンサルタント）

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
建築士法第23条の3の規定に基づく登録通知等（※2）	指定事務所登録機関	「建築意匠」は申請する事業所で登録が必要（※3）

※2 建築士事務所登録のうち「建築意匠」を申請する場合は、「建築士事務所登録通知書」を提出してください。

※3 さいたま市、戸田市、三郷市および戸田ボートレース企業団は申請する事業所で建築士事務所登録がない場合、「建築意匠」だけでなく建築関連コンサルタント業務の全てを申請することができません。

(3) 地質調査業者登録

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
地質調査業者登録規程第5条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 （地方整備局長）	登録がなくても申請可能

(4) 補償コンサルタント登録

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
補償コンサルタント登録規程第5条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 （地方整備局長）	登録がなくても申請可能

(5) 建設コンサルタント登録

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
建設コンサルタント登録規程第5条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 (地方整備局長)	登録がなくても申請可能

(6) 不動産鑑定業者登録 (※4)

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
不動産の鑑定評価に関する法律第24条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 都道府県知事	登録が必要

※4 さいたま市は、当該業務の受付を共同受付窓口では行いません。

(7) 計量証明事業者登録 (※4)

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
計量法第109条の規定に基づく登録通知等 事業区分ごとに登録しているもの (長さ、質量、面積、熱量、体積、濃度、音圧レベル、振動加速度レベル等)	都道府県知事等	登録が必要

※4 さいたま市は、当該業務の受付を共同受付窓口では行いません。

(8) 土地家屋調査士登録

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
土地家屋調査士連合会が発行した土地家屋調査士登録証明書(申請日前3か月以内に発行されたもの)(※5)	日本土地家屋調査士連合会	登録が必要(※6)

※5 土地家屋調査士事務所・土地家屋調査士法人は、日本土地家屋調査士会連合会の登録が必要です。

※6 次のいずれかを、商号又は名称に含む場合にのみ申請することができます。

- 土地家屋調査士事務所
- 土地家屋調査士法人
- 社団法人○○○○公共嘱託登記土地家屋調査士協会

4 「土木施設維持管理」に関する申請者の資格

共同受付実施自治体は、社会保険等の加入を資格要件としています。

※ 社会保険等とは、「**健康保険、厚生年金保険、雇用保険**」の3保険のことです。

※ 川口市及び埼玉西部消防組合は、埼玉県電子入札共同システムで土木施設維持管理の受付を実施しておりません。

(1) 社会保険等の加入について

土木施設維持管理を申請できる者は次のとおりです。

ア 「社会保険等に加入している者」

イ 「法令の規定により社会保険等への加入が適用除外となっている事業者」

→適用除外となっている事業者は、埼玉県入札審査課まで連絡してください。
別途、提出資料をお渡しします。

(2) 社会保険等の加入状況に係る確認方法

ア 建設工事も申請している場合

社会保険等の加入状況は、「経営事項審査の総合評定値通知書の写し」の「その他の審査項目（社会性等）」欄で確認します。

(ア) **全ての**社会保険等の加入状況が「**有**」又は「**除外**」の場合

⇒ 「社会保険等に**加入している**」とします。

(イ) **いずれかの**社会保険等の加入状況が「**無**」となっている場合

⇒ 「社会保険等に**未加入**」とします。

ただし、上記ア(イ)に該当する者であっても、次のイに掲げる資料を提出した場合は、「社会保険等に加入している」とします。

イ 建設工事を申請しない場合

以下の(ア)から(ウ)に掲げる資料で「社会保険等の加入」を確認します。

(ア) **健康保険**（領収書の写しは、最新ののものに限る）

加入先	確認資料
年金事務所	年金事務所の保険料領収書の写し
健康保険組合	健康保険組合発行の保険料領収書の写し
建設業関係の国民健康保険組合	なし（※ 欄外参照）

※ 年金事務所健康保険被保険者適用除外承認を受けて建設業関係の国民健康保険組合に加入している場合、健康保険は適用除外となります。この場合は、年金事務所発行の「**厚生年金保険料の領収書**」で健康保険料が0円になっていることを確認します。

(イ) **厚生年金保険**（領収書の写しは、最新のものに限り）

加入先	確認資料
年金事務所	年金事務所の保険料領収書の写し

※ 上記 (ア)、(イ) について

健康保険及び厚生年金保険の加入先が両方とも年金事務所の場合、領収書はひとつなので1部提出してください。

加入直後で領収書が未到達の場合は、次の a 又は b を提出してください。

- a 「**被保険者標準報酬決定通知書**」の写し（直近のものに限る）
- b 「**適用通知書**」の写し

(ウ) **雇用保険**（領収書の写しは、最新のものに限り）

納付方法	確認資料
ハローワークに直接申告納付	労働（雇用）保険の保険料申告書の写し 又は 領収書の写し
労働保険事務組合に委託している場合	事務組合発行の保険料納入通知書の写し 又は 領収書の写し

※ 上記の確認資料が用意できない場合は、組合発行の加入証明書等を提出してください。

※ 加入直後で確認資料が未到達等の場合は、次の a から c のいずれかを提出してください。

- a 「**雇用保険加入済確認願**」の**原本**
- b 「**雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）**」の写し
- c 「**雇用保険適用事業所設置届事業主控**」の写し

※ **新型コロナウイルス感染症の影響等による社会保険料納付の猶予制度の特例を受けていて、上記の(ア)から(ウ)の書類が提出できない場合は、以下の書類を提出してください。**

(1) 健康保険、厚生年金保険

年金事務所が発行した納付の猶予（特例）許可通知書

(2) 雇用保険

ハローワークが発行した納付の猶予（特例）許可通知書

※(1)又は(2)の書類については、**新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度を受けていることがわかるものを提出してください。**

※上記の猶予制度については、年金事務所、ハローワークにお問合せください。

第3章 申請の受付について

1 申請の対象

(1) 申請の種類

ア 新規申請

申請日現在、「建設工事」、「設計・調査・測量」、「土木施設維持管理」のいずれの業務においてもシステムに登録がなく、新たに登録を希望する事業所が対象です。

	令和5・6年度名簿(申請日現在)	申請の内容
例1	今まで全く登録がない	▲▲事業所(支店)で申請
例2	□□(株)○○支店として登録がある (令和5・6年度に更新申請をした)	□□(株)本店で申請
例3	事業所が過去にシステムに登録があったが、令和5・6年度に更新していない事業所	▲▲事業所(支店)で申請

イ 追加申請

申請日現在、既に「建設工事」、「設計・調査・測量」、「土木施設維持管理」のいずれかの業務においてシステムに登録があり、今回、自治体や業務等の追加を希望する事業所が対象です。

	申請業務等	令和5・6年度登録 (申請日現在)	申請の内容	申請内容の 区分
例1		「埼玉県」の登録あり	「○○市」を追加したい	自治体追加
例2		「建設工事」の 登録あり	「土木施設維持管理」を 追加したい	申請業務 追加
例3	「建設工事」	「舗装工事業」の 登録あり	「土木工事業」を 追加したい	業種・業務 追加
	「設計・調査・測量」	「測量」の登録あり	「補償コンサルタント」 を追加したい	
	「土木施設維持管理」	「道路」の登録あり	「苑地」を追加したい	
例4	「建設工事」の 「土木工事業」	「土木一式工事」の 登録あり	「農業土木工事」を 追加したい	希望工事・ 希望業務 追加
	「設計・調査・測量」の 「建設コンサルタント」	「道路」の登録あり	「建設環境」を 追加したい	

(2) 申請できる業種及び業務

ア 建設工事

自治体ごとに申請できる業種は、主たる営業所と代理人を置く事業所を合計して5業種までです。また、5業種以内であっても、同一自治体内では、他の事業所で申請した業種を重ねて申請することはできません。

イ 設計・調査・測量

自治体ごとに、法人（個人事業者の場合は事業主）の代理人として申請できるのは5名までです。また、同一自治体内では、他の事業所で申請した業務を重ねて申請することはできません。

ウ 土木施設維持管理

自治体ごとに、法人（個人事業者の場合は事業主）の代理人として申請できるのは1名です。また、同一自治体内では、他の事業所が申請した業務を重ねて申請することはできません。

(3) 申請の対象外

ア 登録されている事業所を変更する場合

システムに登録されている事業所から、別の事業所へ登録を変更する場合は「事業所間の契約権限の変更」に該当するので、書面による変更の対象です。追加申請の対象とはなりません。

「事業所間の契約権限の変更」については、共同受付窓口へ相談してください。

	令和5・6年度名簿（申請日現在）	申請の内容	申請内容の区分
例	A支店で建設工事の「土木工事業」、「建築工事業」を登録している	「土木工事業」の登録をB支店へ変更したい	申請できません

※ 埼玉県の入札参加資格について契約権限を変更する場合は、次のホームページで確認してください。

埼玉県ホームページ > 電子入札総合案内 >

入札参加資格申請（工事等） > 工事等／事業所間の契約権限の変更

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/henkou-syomen.html>

イ 登録されている業種を変更する場合

建設工事について、今回の申請で、一度資格審査を受けた業種を他の業種に変更することはできません。

	令和5・6年度名簿（申請日現在）	申請の内容	申請内容の区分
例	「土木工事業」、「建築工事業」、「管工事業」、「舗装工事業」、「塗装工事業」の5業種で登録している	「塗装工事業」を「防水工事業」に変更したい	申請できません

※ 自治体ごとに申請できる業種は、主たる営業所と代理人を置く事業所を合計して5業種までです。既に5業種登録している場合、「防水工事業」は6業種目となるので、申請できません。

※一部自治体では、建設工事で既に5業種登録をしている場合に、登録業種を入れ替える申請ができます。詳しくは次のホームページで確認してください。

埼玉県ホームページ > 電子入札総合案内 >

入札参加資格申請（工事等） > 工事等／登録業種の入替

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/gyousyu-irekae/irekae-top.html>

(4)建設工事の追加申請について一部自治体における取り扱い

あらかじめ、登録している業種を抹消し、**申請日以前に登録業種数が4業種以下**の状態となった場合、以下に掲げる自治体は、業種を追加して登録することができます。

埼玉県、川越市、川口市、所沢市、飯能市、本庄市、狭山市、羽生市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、蓮田市、坂戸市、日高市、ふじみ野市、鳩山町、美里町、神川町、上里町、秩父広域市町村圏組合（21自治体）

ただし、自治体ごとに申請できる業種は、主たる営業所と代理人を置く事業所を合計して5業種までです。

2 申請の方法

- (1) 「共通書類（1部）」及び「自治体別書類（申請自治体毎に1部ずつ必要）」を、一括して共同受付窓口（埼玉県入札審査課）に郵送してください。※申請する自治体へ直接送付しないでください。
- (2) チェックリスト（別冊1）を先頭とし、チェックリストに記入された順番に書類を重ね、共通書類はダブルクリップで、自治体別書類は自治体毎に左上をホチキス等で留めてください。
- (3) 申請書類は信書に該当します。信書を送ることが可能で、到達が確認できる方法（簡易書留、レターパック等）で郵送してください。持参による提出はできません。

申請書を複数のレターパック等に分割して郵送する場合は、1/2、2/2等と記入して、通数がわかるようにして郵送してください。(4) 封筒の表に「工事（新規又は追加）申請書類在中」と赤で記載してください。

(4) 申請書類の送付先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県 総務部 入札審査課 審査担当（工事） 電話：048-830-5771

- (5) 封筒の表に「工事（新規又は追加）申請書類在中」と赤で記載してください。
- (6) 申請書類の詳細は、17～22ページを参照してください。
- (7) 更新申請や変更申請と異なりシステムを利用した申請はできません。

3 申請の受付期間

新規申請 令和5年11月1日(水) ~ 令和5年11月24日(金) 受付最終日迄の消印有効
追加申請 令和5年11月1日(水) ~ 令和5年11月30日(木) 受付最終日迄の消印有効

※受付最終日を過ぎた消印の押された書類での申請は、認められません。

受付最終日のポストへの投函や郵便局窓口への提出は、受付最終日の消印が押されない可能性があります。
ますので、御注意ください。

窓口提出日の引受消印を押してもらう方法については、郵便局のホームページを確認してください。
<https://www.post.japanpost.jp/question/707.html>

- ※ 新規申請・追加申請のどちらに該当するかは、11ページで確認してください。
- ※ 受付期限までに書類が到着しても、書類に不備、不足がある場合は申請を受理できません。
- ※ 提出の際は不備、不足がないか、よく確認してください。また、不備、不足があった場合に余裕をもって対応できるように、早めに申請してください。
- ※ 新型コロナウイルス対応等による郵便窓口の営業時間短縮にご注意ください。

4 申請に当たっての注意事項

(1) 申請前の変更（追加申請をしようとする場合）

令和5・6年度名簿に登録後、追加申請の申請日までに登録内容に変更（変更申請の対象となっている事項）があった場合は、変更申請の手続が完了しないと追加申請ができません。変更申請の手続を終えてから申請してください。変更申請はシステムを利用してください。変更申請の手続は2週間程度かかりますので、受付期間に間に合うよう注意してください。

手続方法は、次のホームページで確認してください。

埼玉県ホームページ>電子入札総合案内>入札参加資格申請（工事等）>変更申請

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/henkou.html>

(2) 申請後の変更

今回の申請（新規申請・追加申請）後に、登録内容の変更（代表者や代理人の変更等）があった場合は、入札参加資格者名簿が有効となる令和6年3月1日以降、すみやかに変更申請を行ってください。

手続方法は、次のホームページで確認してください。

埼玉県ホームページ>電子入札総合案内>入札参加資格申請（工事等）>変更申請のページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/henkou.html>

(3) その他注意事項

- ア 資格審査申請の内容に虚偽があったときは、各自治体の規程等に基づき登録が抹消されることがあります。
- イ 申請書類の提出はそれぞれ1部ですが、共同受付窓口や自治体から問合せ等をする場合がありますので、写しを保管してください。申請書類に不備・不足等があった場合は、追加で不備・不足書類等の提出を求める場合があります。一定期間内に提出されない場合、申請が却下となることもありますので、注意してください。
- ウ 申請書類提出後は、申請希望自治体、業種、業務等の追加又は変更はできません。
- エ 提出された書類は返却できません。
- オ 書類收受の確認印を希望する場合、返送先を明記したハガキ（63円切手貼付・裏面未記入）を1事業所につき1枚のみ同封してください。また、返送先の記入漏れ、返信用切手の貼付漏れ（料金不足も含みます）の場合、返送しません。なお、返送先が行政書士の場合は事業所名等を明記してください。ただし、申請先自治体が複数あっても確認印の返送は1枚のみです。
- カ 書類作成等に関する対面相談は行いません。

5 入札参加資格審査の審査基準日について

(1) 「建設工事」の申請

申請日現在、有効な経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日を指します。

総合評定値通知書が複数ある場合は、直近のもの審査基準日を指します。

- ※ 通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。
- ※ 要件を満たす通知書の写しを提出できない方は申請できません。
- ※ 申請日現在、直前年度の通知書が既に発行されている場合には、前年度の通知書は使用できません。

埼玉県知事許可の経営事項審査に関する問合せ先

埼玉県県土整備部建設管理課 審査・指導監督担当 電話：048-830-5183

(2) 「設計・調査・測量」、「土木施設維持管理」の申請の場合

申請日前直近の決算日（決算手続きが終了したもの）を指します。

6 ユーザID、パスワードの送付について

新規申請の方には、システムにログインするためのユーザID、パスワードを令和6年2月末頃に共同受付窓口から申請事業所あてに電子メールで送信します。

7 審査結果について

令和6年3月1日から競争入札参加資格申請受付システムで各自治体の「審査結果通知書」が確認できます。審査結果の確認方法は、第4章（25～29ページ）を参照してください。なお、**審査結果通知書の郵送は行いません。**

8 電子証明書について

今回の申請に、電子証明書は必要ありません。

ただし、電子入札システムで入札案件に参加する場合は必要となりますので、詳しくは次のホームページを確認してください。

埼玉県ホームページ> 電子入札総合案内> 電子入札を始めるための準備のサイト

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/densinyusatsu/dounyu.html>

< 電子証明書の留意点 >

令和5・6年度の更新申請を行わなかった事業所が「新規申請」をした場合、ユーザID及びパスワードが新しく交付されます。従前のユーザIDを引継いで使用することはできません。

従前のユーザIDで利用者登録した電子証明書（ICカード）は、有効期間が残っていても、新たなユーザIDで利用者登録して使用することはできません。新たに電子証明書（ICカード）を取得し、新しいユーザIDで利用者登録をしてください。

電子入札を始めるための準備に関する問合せ先

埼玉県電子入札ヘルプデスク 電話：048-830-2263（直通）

受付時間（平日）：8：30～17：00

申請内容別の申請書類について 【法人の場合】

- (1)申請内容により、提出書類が異なります。下記の一覧表を参考にしてください。
 (2)「新規申請」と「追加申請」のどちらに該当するか、手引11ページを確認してください。
 (3)「自治体書類」の記入内容に関する疑問点等は、申請する自治体に直接確認してください。
 (4)提出書類は①申請書、②添付書類(共通書類)、③添付書類(自治体別書類)、チェックリストの4種類です。

共通書類 ○:必要
 ×:不要
 △:無から有に変わる場合のみ必要
 ▲:設計・調査・測量の業務追加又は登録業務に追加がある場合のみ
 ⇒ 様式B-3の1/4・2/4ページの提出が必要

	新規申請	追加申請				申請業務	チェックリスト番号	様式	書類名	参照
		自治体追加	申請業務追加	業種・業務追加	希望工事・業務追加					
	○	○	○	○	○	全業務	-	チェックリスト	別冊1	
①申請書	○	○	○	○	○	全業務	1	A-1	申請地方公共団体申請書	別冊4
	○	×	×	×	×	全業務	2	B-1	競争入札参加資格審査申請書(基本共通情報)	
	○	×	○	×	×	建設工事	3	B-2	建設工事請負共通情報	
	○	×	○	▲	×	設計・調査・測量	4	B-3	設計・調査・測量共通情報	
	○	×	○	×	×	土木施設維持管理	5	B-4	土木施設維持管理共通情報	
②添付書類	○	×	×	×	×	全業務	6		履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書(写し可)	別冊2 共通書類のページ
	○	×	×	×	×		7		法人番号の確認資料(「国税庁法人番号公表サイト」の法人情報の画面を印刷したもの)	
	○	○	○	○	×		8		法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)(写し可)	
	○	○	○	○	×	建設工事	12		経営事項審査の総合評定値通知書の写し(2部)	
	○	○	○	×	×	土木施設維持管理	13		社会保険等の加入確認資料(詳しくは、申請の手引9~10ページをご覧ください。)	
	○	×	○	○	×	建設工事	14		建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書(写し可)	
	○	×	○	○	×		15		建設業許可申請書(様式第1号)の写し、営業所一覧表(別紙二)の写し、建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)の写し	
	○	×	○	○	○		16		資格情報を証明する書類の写し	
	○	×	○	○	○	設計・調査・測量	17		登録状況を証明する書類の写し	
	○	△	×	×	×	全業務	18	B-5	障害者雇用状況報告書の写し又は障害者雇用の状況	
	○	△	×	×	×		19		ISO9001認証取得登録証の写し	
	○	△	×	×	×		20		ISO14001認証取得登録証の写し	
	○	×	○	×	×	建設工事	21	B-6	監理技術者の状況	
	○	△	○	×	×		22		建設業労働災害防止協会加入証明書(写し可)	

個別書類【埼玉県】

○:必要
×:不要

	新規申請	追加申請				申請業務	チェックリスト番号	様式	書類名	参照
		自治体追加	申請業務追加	業種・業務追加	希望工事・希望業務追加					
	○	○	○	○	○	全業務	-	チェックリスト	別冊1	
①申請書	○	○	○	×	×	全業務	1	C-1	競争入札参加資格審査申請書(基本個別情報)	別冊5
	○	○	○	○	○	建設工事	2	C-2	建設工事請負個別情報	別冊4
	○	○	○	○	○	設計・調査・測量	3	C-3	設計・調査・測量個別情報	
	○	○	○	○	×	土木施設維持管理	4	C-4	土木施設維持管理個別情報	
③添付書類	○	○	×	×	×	全業務	5	C-5	委任状	別冊2
	○	○	○	○	○		6	D-1	埼玉県税の納税状況等照会同意書	
	○	○	○	×	×	建設工事	8		その他の書類(別冊2・埼玉県のページ4番以降の書類)	

個別書類【さいたま市】

○:必要
×:不要

	新規申請	追加申請				申請業務	チェックリスト番号	様式	書類名	参照
		自治体追加	申請業務追加	業種・業務追加	希望工事・希望業務追加					
	○	○	○	○	○	全業務	-	チェックリスト	別冊1	
①申請書	○	○	○	×	×	全業務	1	C-1	競争入札参加資格審査申請書(基本個別情報)	別冊5
	○	○	○	○	○	建設工事	2	C-2	建設工事請負個別情報	別冊4
	○	○	○	○	○	設計・調査・測量	3	C-3	設計・調査・測量個別情報	
	○	○	○	○	×	土木施設維持管理	4	C-4	土木施設維持管理個別情報	
③添付書類	○	○	×	×	×	全業務	5	C-6	委任状・使用印鑑届	別冊2 さいたま市のページ
	○	○	○	○	○		6		さいたま市の法人市民税納税証明書(写し可)	
	○	○	○	○	×	建設工事	7		経営事項審査の総合評定値通知書の写し	
	○	○	○	○	×		8		建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書(写し可)	
	○	○	○	○	×		9		建設業許可申請書(様式第1号)及び営業所一覧表(別紙二)の写し	
	○	○	○	○	○		10		資格情報を証明する書類の写し(建設工事)	
	○	○	○	×	×	設計・調査・測量、土木施設維持管理	11	C-10	申請事業所の写真・案内図	
	○	○	○	○	×	全業務	12	D-4	誓約書兼個別情報報告書	
○	○	○	○	×	建設工事			その他の書類(別冊2・さいたま市のページ9~18番の書類)		

個別書類【その他の自治体】 ○:必要
×:不要

	新規申請	追加申請				申請業務	チェックリスト番号	様式	書類名	参照
		自治体追加	申請業務追加	業種・業務追加	希望工事・業務追加					
	○	○	○	○	○	全業務	-	チェックリスト	別冊1	
①申請書	○	○	○	○	×	全業務	1	C-1	競争入札参加資格審査申請書(基本個別情報)	別冊5
	○	○	○	○	○	建設工事	2	C-2	建設工事請負個別情報	別冊4
	○	○	○	○	○	設計・調査・測量	3	C-3	設計・調査・測量個別情報	
	○	○	○	○	×	土木施設維持管理	4	C-4	土木施設維持管理個別情報	
③添付書類	○	○	×	×	×	全業務	5	C-5	委任状	別冊2 各自治体のページ
	○	○	×	×	×	全業務	6	C-6	委任状・使用印鑑届	
	○	○	○	○	×	全業務			各自治体の納税証明書	
	○	○	○	○	×	建設工事			経営事項審査の総合評定値通知書の写し	
	○	○	○	○	×	建設工事			建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書(写し可)	
	○	○	○	○	×	建設工事			建設業許可申請書(様式第1号)及び営業所一覧表(別紙二)の写し	
	○	○	×	×	×	全業務			誓約書(本庄市様式D-13、新座市様式D-17)	
	○	○	○	○	×	全業務			その他の書類(別冊2・各自治体のページ・上記以外の書類)	

中小企業等協同組合等で申請する場合 ○:必要
×:不要

	新規申請	追加申請				申請業務	チェックリスト番号(県)	様式	書類名	参照
		自治体追加	申請業務追加	業種・業務追加	希望工事・業務追加					
③添付書類	○	○	×	×	×	全業務	9 10	C-7 C-8	組員名簿(様式C-7)、役員名簿(様式C-8)	別冊2
	○	○	○	○	×	建設工事	11		官公需適格組合証明書の写し	別冊2
	○	○	○	○	×		12		経営事項審査の総合評定値通知書の写し(組合と組員のもの)	
	○	○	○	○	×		13	C-9	官公需適格組合資格審査数値計算表	別冊4

申請内容別の申請書類について 【 個人の場合 】

- (1) 申請内容により、提出書類が異なります。下記の一覧表を参考にしてください。
 (2) 「新規申請」と「追加申請」のどちらに該当するか、手引11ページを確認してください。
 (3) 「自治体書類」の記入内容に関する疑問点等は、申請する自治体に直接確認してください。
 (4) 提出書類は①申請書、②添付書類(共通書類)、③添付書類(自治体別書類)、チェックリストの4種類です。

共通書類 ○:必要
 ×:不要

△:無から有に変わる場合のみ必要
 ▲:設計・調査・測量の業務追加又は登録業務に追加がある場合のみ
 ⇒ 様式B-3の1/4・2/4ページの提出が必要

	新規申請	追加申請				申請業務	チェックリスト番号	様式	書類名	参照
		自治体追加	申請業務追加	業種・業務追加	希望工事・希望業務追加					
	○	○	○	○	○	全業務	-	チェックリスト	別冊1	
① 申請書	○	○	○	○	○	全業務	1	A-1	申請地方公共団体申請書	別冊4
	○	×	×	×	×	全業務	2	B-1	競争入札参加資格審査申請書(基本共通情報)	
	○	×	○	×	×	建設工事	3	B-2	建設工事請負共通情報	
	○	×	○	▲	×	設計・調査・測量	4	B-3	設計・調査・測量共通情報	
	○	×	○	×	×	土木施設維持管理	5	B-4	土木施設維持管理共通情報	
② 添付書類	○	×	×	×	×	全業務	9		身分証明書(写し可)	別冊2 共通書類のページ
	○	×	×	×	×		10		登記されていないことの証明書(写し可)	
	○	○	○	○	×		11		申告所得税及復興特別所得税及び消費税及地方消費税の納税証明書(その3の2)(写し可)	
	○	○	○	○	×	建設工事	12		経営事項審査の総合評定値通知書の写し(2部)	
	○	○	○	×	×	建設工事、土木施設維持管理	13		社会保険等の加入確認資料(申請する業務により必要の有無が異なります。詳しくは、申請の手引4~10ページをご覧ください。)	
	○	×	○	○	×	建設工事	14		建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書(写し可)	
	○	×	○	○	×		15		建設業許可申請書(様式第1号)の写し、営業所一覧表(別紙二)の写し、建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)の写し	
	○	×	○	○	○		16		資格情報を証明する書類の写し	
	○	×	○	○	○	設計・調査・測量	17		登録状況を証明する書類の写し	
	○	△	×	×	×	全業務	18	B-5	障害者雇用状況報告書の写し又は障害者雇用の状況	
	○	△	×	×	×		19		ISO9001認証取得登録証の写し	
	○	△	×	×	×		20		ISO14001認証取得登録証の写し	
	○	×	○	×	×	建設工事	21	B-6	監理技術者の状況	
○	△	○	×	×	22			建設業労働災害防止協会加入証明書(写し可)		

個別書類【埼玉県】

○:必要
×:不要

	新規申請	追加申請				申請業務	チェックリスト番号	様式	書類名	参照
		自治体追加	申請業務追加	業種・業務追加	希望工事・希望業務追加					
	○	○	○	○	○	全業務	-	チェックリスト	別冊1	
①申請書	○	○	○	×	×	全業務	1	C-1	競争入札参加資格審査申請書(基本個別情報)	別冊5
	○	○	○	○	○	建設工事	2	C-2	建設工事請負個別情報	別冊4
	○	○	○	○	○	設計・調査・測量	3	C-3	設計・調査・測量個別情報	
	○	○	○	○	×	土木施設維持管理	4	C-4	土木施設維持管理個別情報	
③添付書類	○	○	×	×	×	全業務	5	C-5	委任状	別冊2
	○	○	○	○	○		6	D-1	埼玉県税の納税状況等照会同意書	
	○	○	○	○	×		7		個人住民税(市(町村)・県民税)の納税証明書(写し可)	
	○	○	○	×	×	建設工事	8		その他の書類(別冊2・埼玉県のページ4番以降の書類)	

個別書類【さいたま市】

○:必要
×:不要

	新規申請	追加申請				申請業務	チェックリスト番号	様式	書類名	参照
		自治体追加	申請業務追加	業種・業務追加	希望工事・希望業務追加					
	○	○	○	○	○	全業務	-	チェックリスト	別冊1	
①申請書	○	○	○	×	×	全業務	1	C-1	競争入札参加資格審査申請書(基本個別情報)	別冊5
	○	○	○	○	○	建設工事	2	C-2	建設工事請負個別情報	別冊4
	○	○	○	○	○	設計・調査・測量	3	C-3	設計・調査・測量個別情報	
	○	○	○	○	×	土木施設維持管理	4	C-4	土木施設維持管理個別情報	
③添付書類	○	○	×	×	×	全業務	5	C-6	委任状・使用印鑑届	別冊2 さいたま市のページ
	○	○	○	○	○		6		さいたま市の個人市民税・県民税納税証明書(写し可)	
	○	○	○	○	×	建設工事	7		経営事項審査の総合評価値通知書の写し	
	○	○	○	○	×		8		建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書(写し可)	
	○	○	○	○	×		9		建設業許可申請書(様式第1号)及び営業所一覧表(別紙二)の写し	
	○	○	○	○	○		10		資格情報を証明する書類の写し(建設工事)	
	○	○	○	×	×	設計・調査・測量、土木施設維持管理	11	C-10	申請事業所の写真・案内図	
	○	○	○	○	×	全業務	12	D-4	誓約書兼個別情報報告書	
○	○	○	○	×	建設工事			その他の書類(別冊2・さいたま市のページ9~18番の書類)		

個別書類【その他の自治体】 ○:必要
×:不要

	新規申請	追加申請				申請業務	チェックリスト番号	様式	書類名	参照
		自治体追加	申請業務追加	業種・業務追加	希望工事・希望業務追加					
	○	○	○	○	○	全業務	-	チェックリスト	別冊1	
①申請書	○	○	○	○	×	全業務	1	C-1	競争入札参加資格審査申請書(基本個別情報)	別冊5
	○	○	○	○	○	建設工事	2	C-2	建設工事請負個別情報	別冊4
	○	○	○	○	○	設計・調査・測量	3	C-3	設計・調査・測量個別情報	
	○	○	○	○	×	土木施設維持管理	4	C-4	土木施設維持管理個別情報	
③添付書類	○	○	×	×	×	全業務	5	C-5	委任状	別冊2 各自治体のページ
	○	○	×	×	×	全業務	6	C-6	委任状・使用印鑑届	
	○	○	○	○	×	全業務			各自治体の納税証明書	
	○	○	○	○	×	建設工事			経営事項審査の総合評定値通知書の写し	
	○	○	○	○	×	建設工事			建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書(写し可)	
	○	○	○	○	×	建設工事			建設業許可申請書(様式第1号)及び営業所一覧表(別紙二)の写し	
	○	○	×	×	×	全業務			誓約書(本庄市様式D-13、新座市様式D-17)	
	○	○	○	○	×	全業務			その他の書類(別冊2・各自治体のページ・上記以外の書類)	

新型コロナウイルス感染症等の影響への対応について

1 納税証明書の提出について

(1) 共通書類に該当するもの

新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度の適用を受けていて以下の書類が税務署で発行されない場合は、下記の書類を提出してください。

【法人の場合】：法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）

【個人の場合】：「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の2）

① 上記の税目の両方について納税の猶予の特例（特例猶予）を受けている場合

ア 納税の猶予許可通知書の写し

イ 猶予制度の適用を受けていることがわかる「納税証明書（その1）」

② 特例猶予によらない猶予を受けている場合

ウ 換価・納税の猶予申請書（事由として新型コロナウイルスの記載があり、収受印のあるもの）及び猶予許可通知書

③ 上記の税目のうち一方の税目のみ猶予許可を受けている場合

①及び②で示したアからウのいずれかに加え、猶予許可を受けていない税目に係る「納税証明書（その3）」を提出してください。

※上記アからウの書類については、新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度を受けていることがわかるものを提出してください。

※上記の猶予制度等については、税務署にお問合せください。

(2) 個別書類に該当するもの

各自治体により取扱いが異なります。別冊1（チェックリスト）、別冊2（添付書類一覧）で御確認ください。

委任状及び委任状・使用印鑑届の取扱いに係る注意点

1 様式について

【押印が不要な場合】 委任状（様式C－5）

【押印が必要な場合】 委任状・使用印鑑届（様式C－6）

申請する各自治体にどちらか1種類を提出してください。（代理人がない場合、委任状の提出は不要です。）

2 提出する自治体について

それぞれの提出先は、以下のとおりです。

委任状（様式C－5） 押印不要	委任状・使用印鑑届（様式C－6） 押印必要（必ず2か所に押印）
埼玉県、川口市、飯能市、東松山市、春日部市、深谷市、上尾市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、坂戸市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、小川町、吉見町、鳩山町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、美里町、上里町 (計25自治体)	さいたま市、川越市、熊谷市、行田市、秩父市、所沢市、加須市、本庄市、狭山市、羽生市、鴻巣市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、久喜市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、滑川町、嵐山町、川島町、ときがわ町、長瀬町、神川町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町、越谷・松伏水道企業団、戸田ボートレース企業団、秩父広域市町村圏組合、埼玉西部消防組合 (計41自治体)

3 委任状・使用印鑑届（様式C－6）について

① 代理人を置く場合：「委任状」として使用してください

→ Aにチェックを入れて委任者と受任者の印をそれぞれ押印

② 代理人を置かない場合：「使用印鑑届」として使用してください

→ Bにチェックを入れて代表者印（実印）と使用印鑑をそれぞれ押印

※代表者印（実印）を使用印鑑とする場合は、左右2か所に同じ印を押印してください。

使用する押印については、手引の別冊2を御確認いただき、不明点は各申請自治体へ相談してください。

第4章 審査結果の確認方法について

1 最初に Microsoft Edge の設定をする

使用するパソコンのブラウザは、Microsoft Edge を利用してください。他のブラウザ（Google Chrome 等）は正常に動作しません。システムの利用の前に、Microsoft Edge の設定が必要です。次の（1）～（3）の方法で設定してください。

（1）埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」をクリックしてください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/>



（2）「Microsoft Edge の設定」をクリックしてください。



（3）開いたページ「Microsoft Edge の設定」に従い、必要なパソコンの設定をしてください。

パソコン操作やシステムに関する問合せ先

埼玉県電子入札ヘルプデスク

電話：048-830-2263（直通）

受付時間：（平日）8：30～17：00

2 システムにログインする (1)

(1) 埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」をクリックしてください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/>

The screenshot shows the homepage of the Saitama Prefecture. At the top, there is a search bar and a navigation menu. The '電子入札総合案内' (E-procurement General Guide) icon is circled in red. A red arrow points from this icon to a red-bordered box containing the text: 「電子入札総合案内」をクリック

(2) 「競争入札参加資格申請受付システム」をクリックしてください。

The screenshot shows the 'システム入口' (System Entrance) page. A table lists three systems. The '競争入札参加資格申請受付システム' (Competitive Bidding Participation Qualification Application System) is circled in red. A red arrow points from this icon to a red-bordered box containing the text: 「競争入札参加資格申請受付システム」をクリック

入札情報公開システム	競争入札参加資格申請受付システム	電子入札システム
毎日 24時間	毎日 8時30分～23時00分	平日 8時30分～20時00分
<ul style="list-style-type: none">発注情報（入札公告・仕様書）の閲覧入札結果の閲覧発注見直し情報（工事等）の閲覧競争入札参加資格者名簿の閲覧	<ul style="list-style-type: none">競争入札参加資格審査の申請競争入札参加資格審査結果通知書のダウンロードパスワードの変更・更新	<ul style="list-style-type: none">電子入札の操作電子証明書（ICカード）の利用者登録
どなたでも閲覧できます。	ユーザIDとパスワードが必要です。 （物品等の初めての新規申請では不要です。） ※パスワードが分からない場合は こちら 電子証明書（ICカード）は不要です	競争入札参加資格（競争入札参加資格者名簿への登録）と電子証明書（ICカード）が必要です。

(3) 「1 工事等」をクリックしてください。

The screenshot shows the '業務区分の選択' (Business Category Selection) screen. The text '業務区分を選択して下さい。' is displayed. Below it, there are two options: '1 工事等' and '2 物品等'. The '1 工事等' option is circled in red. A red arrow points from this option to a red-bordered box containing the text: 「工事等」をクリック

2 システムにログインする (2)

(1) 「5 ログイン」をクリックしてください。

競争入札参加資格申請受付メインページ (工事)

インターネット申請の手順

- 1 新規申請 (定期)
- 2 新規申請 - 事業所追加 (定期)
- 3 新規申請 (追加)
- 4 新規申請 - 事業所追加 (追加)
- 5 **ログイン**

本申請については、「1. インターネットによる電子申請」とともに「2. 必要書類の提出」をお願いします。
「操作マニュアル(手引)」を熟読した上、定められた期間内に申請してください。

・ 前画面に戻る際には必ず画面内の「戻る」ボタンか「閉じる」ボタンを使用してください。
・ ご利用の際には操作マニュアル(手引)をご覧ください。

閉じる

(2) ユーザIDとパスワードを入力して「送信」ボタンをクリックしてください。

ログイン

ユーザID及びパスワードを入力してから、送信ボタンを押してください。

申請年度 令和5年・6年

ユーザID

パスワード

ユーザIDとパスワードを入力して「送信」ボタンをクリック。

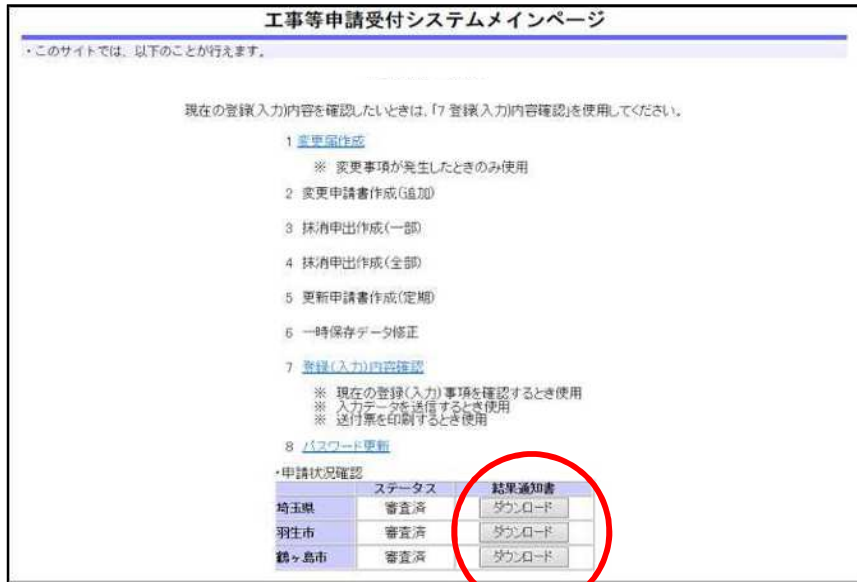
ユーザID … 業者番号と同じで10桁の数字です。同じ会社で複数の事業所がある場合は、先頭7桁が共通で、下3桁が異なります。

パスワード … 8桁の英数字です。

※ 新規申請の方には、システムにログインするためのユーザID、パスワードを申請事業所あてに令和6年2月末頃に共同受付窓口から電子メールで送信します。

3 審査結果の確認 (1)

名簿が有効になると、申請状況のステータスが「審査済」に変わり、申請自治体の審査結果通知書がシステムに表示されます。



各自治体の審査結果通知書は、ダウンロードボタンをクリックして、確認できます。



確認できるのは、令和6年3月以降です。

競争入札参加資格審査結果通知書

先に申請のあった入札参加資格審査の結果については下記の通りです。

記

1 申請の区分：建設工事請負、設計・調査・測量、土木施設維持管理

2 審査結果

建設工事：

申請業種	土木	建築	とび・土工	*****	*****
格付(資格審査数値)	A (***)	B (***)	C (***)		

設計・調査・測量：

業 務	測 量	建築関連コンサルタント	地 質 調査	補償コンサルタント	建設コンサルタント	その他
入札参加資格の有無 (資格あり=○)	○	○	-	○	-	○

土木施設維持管理：

業 務	道路	河川	苑地	下水道
入札参加資格の有無 (資格あり=○)	○	○	○	○

※ 自治体によっては、格付の「S」ランクをシステムの仕様上「@」と表示しますので、適宜、読み替えていただきますようお願いいたします。また、資格審査数値のみを表示する場合もございます。審査結果通知書の審査結果の表記について、詳しくは、各自治体にお問い合わせください。

3 審査結果の確認 (2)

申請した自治体に登録された内容が確認できます。

「登録(入力)内容確認」ボタンをクリックして、確認できます。

工事等申請受付システムメインページ

・このサイトでは、以下のことが行えます。

現在の登録(入力)内容を確認したいときは、「7 登録(入力)内容確認」を使用してください。

- 1 変更届作成
※ 変更事項が発生したときのみ使用
- 2 変更申請書作成(追加)
- 3 抹消申出作成(一部)
- 4 抹消申出作成(全部)
- 5 更新申請書作成(定期)
- 6 一時保存データ修正
- 7 登録(入力)内容確認
※ 現在の登録(入力)事項を確認するとき使用
※ 入力データを送信するとき使用
※ 送付票を印刷するとき使用
- 8 ハズレ作業

・申請状況確認

	ステータス	結果通知書
埼玉県	審査済	ダウンロード
羽生市	審査済	ダウンロード
鶴ヶ島市	審査済	ダウンロード

第5章 名簿登載後の注意事項について

1 変更申請（変更届）について

入札参加資格者名簿の登載後、登録事項（代表者、所在地等）に変更があったときは、速やかに変更手続きを行ってください。

手続き方法等は、埼玉県ホームページに掲載しています。内容を確認の上、手続きを行ってください。

埼玉県ホームページ > 電子入札総合案内 > 入札参加資格申請（工事等）
「現在御案内している申請手続一覧」
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/index.html>

2 登録されている事業所・業種の変更について

(1) 登録されている事業所を変更する場合

システムに登録されている事業所から、別の事業所へ登録を変更する場合は「事業所間の契約権限の変更」に該当します。

「事業所間の契約権限の変更」については、共同受付窓口へ相談してください。

	令和5・6年度名簿（申請日現在）	申請の内容
例	A支店で建設工事の「土木工事業」、「建築工事業」を登録している	「土木工事業」をB支店へ変更する

※契約権限を変更する場合は、次のホームページで確認してください。

埼玉県ホームページ > 電子入札総合案内 > 入札参加資格申請（工事等） > 工事等/事業所間の契約権限の変更
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/henkou-syomen.html>

(2) 登録されている業種を変更する場合

建設工事について、令和5・6年度名簿の有効期間内に、一度資格審査を受けた業種を他の業種に変更することは、登録業種の入替に該当します。

※「業種入替」については、次のホームページで確認してください。

埼玉県ホームページ > 電子入札総合案内 > 入札参加資格申請（工事等） > 工事等/登録業種の入替
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/gyousyuu-irekae/irekae-top.html>

埼玉県に申請している場合

1 届出事項について

次に掲げる事項に該当するときは、入札審査課審査担当へ確認の上、速やかに届出てください。

- ア 営業の休止、再開又は廃止をしたとき
- イ 営業停止命令を受けたとき又は金融機関から取引を停止されたとき
- ウ 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者で復権を得ない者（特別の理由のある者を除く。）となったとき
- エ 事業主が死亡したとき又は法人が解散したとき
- オ 官公需適格組合として申請した者が、その証明を受けられない者となったとき
- カ 会社更生法の申立てを行ったとき、手続開始の決定があったとき及び計画認可がなされたとき
- キ 民事再生法の申立てを行ったとき、手続開始の決定があったとき及び計画認可がなされたとき
- ク 役員、使用人等が法令に違反するなど不正行為により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。また監督行政庁から行政処分を受けたとき
- ケ 独占禁止法の規定による告発、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき
- コ 埼玉県内で工事事故等を起こしたとき

2 参加資格の再審査について

相続、合併、分割又は事業譲渡により、入札参加資格者から当該営業の一切を承継し、競争入札参加資格を承継しようとするときは、再審査の申請をしてください。

会社更生法の規定により更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定により再生手続開始の決定をされた者は、再審査の申請をしてください。

なお、再審査の申請に当たっては、事前に入札審査課審査担当に相談してください。

3 参加資格の抹消について

(1) 次の事項に該当するときは、その者を入札参加資格者名簿から抹消します。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者、埼玉県財務規則第91条の規定及び同規則第102条で準用する同規則第91条の規定により、県の競争入札に参加させないこととされた者となったとき
- イ 談合や独占禁止法違反行為により、逮捕又は起訴、若しくは公正取引委員会から告発、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合等で、極めて悪質であると知事が認めたとき
- ウ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、知事が不適格である者と認めたとき
- エ 金融機関から取引を停止されたとき
- オ 事業主の死亡又は法人の解散から90日を経過したとき

- (2) 次の事項に該当するときは、当該業種・業務について入札参加資格者名簿から抹消します。
- ア 「建設工事」にあつては、入札参加資格名簿に登録されている業種についての許可を受けていない者となつてから90日を経過したとき
 - イ 「設計・調査・測量」の測量業務にあつては、測量業者登録を受けていない者となつてから90日を経過したとき
 - ウ 建築関連コンサルタント業務にあつては、建築士事務所登録を受けていないものとなつてから90日を経過したとき
 - エ 入札参加資格名簿に登録されている業種・業務についての営業を廃止したとき
 - オ 入札参加資格名簿に抹消について申出があつたとき

(3) 次の事項に該当するときは、入札参加資格名簿から抹消する場合があります。

ア 資格審査申請等の内容に虚偽があつたとき

- イ 営業停止命令、営業の休止及び再開、官公需適格組合としての証明書を受けられない者となつた場合等、変更届を必要とする事項について届出を怠つたとき

＜ 別表 1 ＞

○ 『建設工事』業種コード

業種大コード	業 種		受 注 希 望 工 事 分 類		工 事 の 内 容	工 事 の 例 示	
	業 種 名	略 称	業種小コード	工 事 分 類 名			略 称
01	土木工事業	土木	01	土木一式工事	土一	総合的な企画、指導、調整のもとに道路、河川、水路、その他の土木工作物を建設する工事(02～12の特殊工事は除く)	道路工事、河川工事、治水工事、土地区画整理事業、土地造成工事、樋管工事、公道下等の上下水道管等埋設工事、総合的な企画、指導、調整のもとに行う解体工事
						注)・盛土工事、掘削工事等は、とび・土工事業の土工事(05-05) ・ガードレール、標識等の道路付属物設置工事は、とび・土工事業の道路付属物設置工事(05-09) ・上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03) ・下水道建設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26-04) ・清掃施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のごみ処理施設工事(28-01)又はし尿処理施設工事(28-02)	
			02	農業土木工事	農業	総合的な企画、指導、調整のもとに行う農業土木工事	ほ場整備工事、農道工事、農業用水道工事、かんがい用排水施設工事
						03	コンクリート構造物工事
			04	大口径管工事	大口径	総合的な企画、指導、調整のもとに行う上水道、下水道等の大口径管埋設工事(口径がおおむね1m以上のもの)	上水道幹線工事、下水道幹線工事
						05	地すべり防止対策工事
			06	管渠推進工事	推進	総合的な企画、指導、調整のもとに行う管渠推進工事	管渠推進工事
			07	トンネル工事	トンネル	総合的な企画、指導、調整のもとに行うトンネル本体工事	トンネル本体工事
			08	ニューマチックケーソン工事	NMC	総合的な企画、指導、調整のもとに行うニューマチックケーソン工事	ニューマチックケーソン工事
			09	シールド工事	シールド	総合的な企画、指導、調整のもとに行うシールド工事	シールド工事
			10	PC橋梁工事	PC橋	総合的な企画、指導、調整のもとに行うPC橋梁工事等	PC橋梁工事、PCロックシェード橋梁工事
			11	ダム工事	ダム	総合的な企画、指導、調整のもとに行うダム本体工事	コンクリートダム工事、フィルダム工事、砂防ダム工事(高さが15m以上のもの)、貯水池ダム工事
12	森林土木工事	森林	総合的な企画、指導、調整のもとに行う森林土木工事	治山工事、林道工事			
02	建築工事業	建築	01	建築一式工事	建一	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事(02～05の特殊工事は除く)	鉄骨鉄筋コンクリート造建築物工事、鉄骨造建築物工事、鉄筋コンクリート造建築物工事(面積が100㎡以上のもの)、総合的な企画、指導、調整のもとに行う解体工事
						注)・上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03) ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26-04) ・清掃施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のごみ処理施設工事(28-01)又はし尿処理施設工事(28-02)	
			02	木造工事	木造	総合的な企画、指導、調整のもとに行う木造建築物工事	木造建築物工事
03	軽量鉄骨工事	軽鉄	総合的な企画、指導、調整のもとに行う軽量鉄骨造建築物工事	軽量鉄骨造建築物工事、鉄筋コンクリート造建築物工事(面積が100㎡未満のもの)			

< 別表 1 >

○ 『建設工事』業種コード

業種大コード	業 種		受 注 希 望 工 事 分 類		工 事 の 内 容	工 事 の 例 示	
	業 種 名	略 称	業種小コード	工 事 分 類 名			略 称
			04	プレハブ工事	プレハブ	総合的な企画、指導、調整のもとに行う鉄骨プレハブ造建築物工事	鉄骨プレハブ造建築物工事、軽量鉄骨プレハブ造建築物工事
			05	コンクリートプレハブ工事	コンプレ	総合的な企画、指導、調整のもとに行うコンクリートプレハブ造建築物工事	コンクリートプレハブ造建築物工事、プレキャストコンクリート造建築物工事
03	大工工事業	大工	01	大工工事	大工	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取り付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
04	左官工事業	左官	01	左官工事	左官	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又は張付けを行う工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事(建築物)、とぎ出し工事、洗い出し工事
05	とび・土工事業	とび	01	鉄骨等組立架設工事	組立	足場の組立て、鉄骨等の組立て(加工を除く)を行う工事 注)鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して行う工事は、鋼構造工事の鉄骨工事(11-01)、鋼橋梁工事(11-02)、鉄塔工事(11-03)等	とび工事、足場等仮設工事、鉄骨組立て工事、橋梁架設工事、バックネット設置工事
			02	ひき家等を行う工事	ひき	ひき家等を行う工事	ひき工事
			03	くい工事	くい	既製くい等を打撃、圧入、振動、ジェット、プレボーリング又は中掘工法により打つ工事	くい工事、既製コンクリートくい打ち工事、鋼管くい打ち工事、鋼矢板打ち工事、矢板土留工事、くい抜き工事
			04	場所打ちくい工事	場所打	アースオーガ、リバース、オールケーシング工法等で、コンクリートくいを築造する工事	場所打ちコンクリートくい工事
			05	土工事	土	土砂等の掘削、盛上げ、締め固め等を行う工事	土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、土留め工事、仮締切り工事、捨石工事、しゅんせつ工事(陸上で使用する掘削機で施工できる程度)
			06	コンクリート工事	コンクリ	コンクリートブロックを据え付け、又はコンクリートにより工作物を築造する工事 注)・土木工作物を総合的に建設するコンクリート工事は、土木工事業のコンクリート構造物工事(01-03)、PC橋梁工事(01-10)等 ・コンクリート積み(張り)工事は、石工事業の石工事(06-01)又はタイル・れんが・ブロック工事業のタイル・れんが・ブロック工事(10-01)	コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事、コンクリートブロック据付け工事、はつり工事
			07	地盤改良工事	地盤	薬液注入等により地盤を改良する工事	地盤改良工事、薬液注入工事、ウエルポイント工事、ボーリンググラウト工事、地すべり防止工事
			08	吹付け工事	吹付	法面処理等のためにモルタル又は種子を吹き付ける工事 注)建築物に対するモルタル等の吹付けは、左官工事業の左官工事(04-01)又は防水工事業の防水工事(18-01)	モルタル吹付け工事、種子吹付け工事、トンネル防水工事
			09	道路付属物設置工事	道付属	ガードレール、標識等を組み立て、設置する工事	ガードレール設置工事、道路標識工事、防音壁工事
			10	外構工事	外構	建築物、公園等の外構の工事	外構工事、ネットフェンス工事
99	その他工事	その他	その他のとび・土工・コンクリート工事(基礎的、準備的工事)	重量物の揚重運搬配置工事			
06	石工事業	石	01	石工事	石	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取り付ける工事 注)・コンクリートブロック据付け工事は、とび・土工工事業のコンクリート工事(05-06) ・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事は、タイル・れんが・ブロック工事業のタイル・れんが・ブロック工事(10-01)	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事(建築物内外装、法面処理、擁壁)、石材加工工事
						瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	瓦屋根ふき工事、スレート屋根ふき工事、金属薄板屋根ふき工事、屋根断熱工事
07	屋根工事業	屋根	01	屋根工事	屋根	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	瓦屋根ふき工事、スレート屋根ふき工事、金属薄板屋根ふき工事、屋根断熱工事
08	電気工事業	電気	01	● 総合電気設備工事	総合	発電設備(非常用予備発電設備を含む)、変電設備、電気設備等の電気工作物を総合的に建設する工事 注)電気設備のほか、管、電気通信設備、消防施設等の機械器具を複合的に設置する工事は、機械器具設置工事業のプラント設置工事(20-02)	総合電気設備工事
			02	● 発電変電設備工事	発電	発電設備(非常用予備発電設備を含む)、変電設備を設置する工事	発電設備工事、変電設備工事
			03	送配電設備工事	送電	送配電設備を設置する工事	送配電線工事、引込線工事、電車線工事

＜ 別表 1 ＞

○ 『建設工事』業種コード

業種大コード	業 種		受 注 希 望 工 事 分 類		工 事 の 内 容	工 事 の 例 示		
	業 種 名	略 称	業種小コード	工 事 分 類 名			略 称	
			04	● 電気設備工事	電気	電気設備(非常用電気設備を含む)、照明設備等を設置する工事	構内電気設備工事、照明設備工事、ネオン装置工事、流量計設置工事	
			05	● 信号設備工事	信号	交通信号設備等を設置する工事	交通信号設備工事	
			06	上下水道施設 電気設備工事	水道	上下水道施設の電気設備を設置する工事	上水道施設電気設備工事、下水道施設電気設備工事	
					注)・上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03)			
					・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理施設工事(26-04)			
09	管工事業	管	99	その他工事	その他	その他の電気工事	電気防食工事	
			01	給排水設備工事	給排水	給排水設備を設置する工事	給排水・給湯設備工事、衛生設備工事、水洗便所設備工事	
			02	冷暖房空調設備工事	空調	冷暖房、空気調和のための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、空気調和設備工事、ダクト工事	
			03	● 浄化槽工事	浄化槽	浄化槽、合併処理浄化槽を設置する工事	浄化槽工事、合併処理浄化槽工事	
			04	ガス配管工事	ガス管	ガス管の配管を設置する工事	ガス管配管工事	
10	タイル・れんが・ブロック工事業	タイル	99	その他工事	その他	その他の管工事	厨房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、管内更生工事	
			01	タイル・れんが・ブロック工事	タイル	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取り付け、又は張り付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事(建築物の建設)、れんが積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事(外壁等)	
		注)・コンクリートブロック据付け工事は、とび・土工事業のコンクリート工事(05-06)						
		・建築物の内外装、法面処理、擁壁として石材に類似のコンクリートブロックを積み、又は張り付ける工事は、石工事業の石工事(06-01)						
11	鋼構造物工事業	鋼構造	01	鉄骨工事	鉄骨	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより鉄骨を築造する工事	鉄骨工事、バックネット加工組立て工事、避難階段設置工事	
					注)既に加工された鉄骨を組み立てるのみの工事は、とび・土工事業の鉄骨等組立架設工事(05-01)			
			02	鋼橋梁工事	鋼橋	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより鋼橋梁等を築造する工事	鋼橋梁工事、鋼ロックシェード工事	
					注)既に加工された鋼橋梁等を組み立てるのみの工事は、とび・土工事業の鉄骨等組立架設工事(05-01)			
			03	鉄塔工事	鉄塔	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより鉄塔を築造する工事	鉄塔工事	
					注)既に加工された鉄塔を組立てるのみの工事は、とび・土工事業の鉄骨等組立架設工事(05-01)			
			04	門扉工事	門扉	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより開門、水門等の門扉を築造する工事	開門工事、水門工事、鋼製自動堰工事	
12	鉄筋工事業	鉄筋	05	プール工事	プール	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てによりプールを築造する工事	鋼製プール工事、ステンレス製プール工事	
			06	鋼製タンク工事	タンク	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てによりタンクを築造する工事	鋼製水槽工事、石油貯蔵用タンク工事、ガス貯蔵用タンク工事	
			99	その他工事	その他	その他の鋼構造物工事	屋外広告工事	
13	舗装工事業	舗装	01	舗装工事	舗装	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組み立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事、溶接継手工事、機械式継手工事	
		注)ガードレール、標識等の道路付属物設置工事は、とび・土工事業の道路付属物設置工事(05-09)						
14	しゅんせつ工事業	しゅん	01	しゅんせつ工事	しゅん	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事(しゅんせつ船等によるもの)	
						注)陸上で使用する掘削機で施工できる程度のしゅんせつ工事は、とび・土工事業の土工(05-05)		

< 別表 1 >

○ 『建設工事』業種コード

業種大 コード	業 種		受 注 希 望 工 事 分 類		工 事 の 内 容	工 事 の 例 示	
	業 種 名	略 称	業種小 コード	工 事 分 類 名			略 称
15	板金工事業	板金	01	板 金 工 事	板金	金属薄板等を加工して工作物に取り付け、又は工作物に金属製の付属物を取り付ける工事 注)板金屋根工事は、屋根工事業の屋根工事(07-01)	板金加工取付け工事、建築板金工事、カラー鉄板貼付け工事、ステンレス貼付け工事
16	ガラス工事業	ガラス	01	ガ ラ ス 工 事	ガラス	工作物にガラスを加工して取り付ける工事	ガラス加工取付け工事
17	塗装工事業	塗装	01	塗 装 工 事	塗装	塗料、塗材等を工作物に吹き付け、又は塗り付ける工事	塗装工事、溶射工事、鋼構造物塗装工事
			02	路 面 標 示 工 事	路面	塗料、塗材等を加熱又は溶着により路面に標示する工事	区画線工事
			03	屋 内 床 面 標 示 工 事	屋内床	屋内にコートラインを標示する工事	コートライン標示工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の塗装工事	布張り仕上工事
18	防水工事業	防水	01	防 水 工 事	防水	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって建築物の防水を行う工事 注)法面処理等のためのモルタル防水工事は、とび・土工工事業の吹付け工事(05-08)	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、注入防水工事、シート防水工事
19	内装仕上工事業	内装	01	内 装 仕 上 工 事	内装	木材、石膏ボード、壁紙等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事
			02	床 仕 上 工 事	床	ビニール床タイル、カーペット、ウッドカーペット等を用いて建築物の床仕上げを行う工事	床仕上工事
			03	た た み 工 事	たたみ	たたみを用いて建築物の床仕上げを行う工事	たたみ工事
			04	ふ す ま 工 事	ふすま	ふすまを用いて建築物の間仕切り等を行う工事	ふすま工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の内装仕上工事	家具工事、防音工事
20	機械器具設置工事業	機械	01	運 搬 機 器 設 置 工 事	運搬	運搬機器の組立て、取付けを行う工事	昇降機設置工事、エスカレータ設置工事、自動搬送機設置工事
			02	プ ラ ント 設 備 工 事	プラント	電気設備、管、電気通信設備、消防施設等のプラント設備を複合的に設置する工事(03を除く) 注)・上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03) ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26-04) ・清掃施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のごみ処理施設工事(28-01)又はし尿処理施設工事(28-02)	プラント設備工事
			03	水 処 理 設 備 工 事	水処理	上水道施設、下水道施設等の水処理機械設備を複合的に設置する工事 注)・上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03) ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26-04) ・し尿処理施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のし尿処理施設工事(28-02)	水処理機械設備工事、沈砂池機械設備工事、凝集池機械設備工事、沈殿池機械設備工事、濾過池機械設備工事
			04	汚 泥 脱 水 設 備 工 事	脱水	汚泥脱水用機械器具を設置する工事	汚泥脱水機械設備工事
			05	汚 泥 焼 却 設 備 工 事	焼却	汚泥焼却用機械器具を設置する工事	汚泥焼却炉設備工事
			06	給 排 気 機 器 設 置 工 事	給排気	トンネル、地下道等の給排気用機械器具を設置する工事	換気設備工事、送風機械設置工事
			07	揚 排 水 機 器 設 置 工 事	揚排水	揚排水機器設備を設置する工事	揚水機設置工事、排水機設置工事
			08	ダ ム 用 仮 設 備 工 事	ダム仮	ダム用仮設備を設置する工事	ダム用仮設備工事
			99	そ の 他 工 事	その他	その他の機械器具設置工事	内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車場設備工事、固定クレーン設置工事、ラバーダム設置工事

< 別表 1 >

○ 『建設工事』業種コード

業 種		受 注 希 望 工 事 分 類		工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大 コード	業 種 名 略 称	業種小 コード	工 事 分 類 名 略 称		
21	熱絶縁工事業	熱絶縁	01	冷暖房熱絶縁工事 冷暖房	冷暖房設備等に付帯する配管、ダクト等の工作物を熱絶縁する工事 冷暖房設備熱絶縁工事、冷凍冷蔵設備熱絶縁工事
			02	動力設備熱絶縁工事 動力	動力設備に付帯する配管、ダクト等の工作物を熱絶縁する工事 動力設備熱絶縁工事
			99	その他工事 その他	その他の熱絶縁工事 燃料工業設備熱絶縁工事、化学工業設備熱絶縁工事
22	電気通信工事業	通信	01	● 有線電気通信工事 有線	有線電気通信設備を設置する工事 電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、電話設備設置工事、有線放送機械設置工事
			02	無線電気通信工事 無線	無線電気通信設備を設置する工事 無線放送機械設置工事、空中線設備工事
			03	● データ通信設備工事 データ	データ通信設備を設置する工事 データ通信設備工事
			04	情報制御設備工事 情報	情報制御設備を設置する工事 情報制御設備工事、電子計算機設置工事
23	造園工事業	造園	01	庭園工事 庭園	整地、樹木の植栽、景石の据え付け等により庭園等を築造する工事 植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、水景工事
			02	公園設備工事 公園	整地、樹木の植栽、花壇、噴水、その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の設置により公園を築造する工事 公園設備工事、園路工事
			03	広場工事 広場	整地、樹木の植栽等により広場、緑地等を築造する工事 修景広場工事、芝生広場工事、運動広場工事
24	さく井工事業	さく井	01	さく井工事 さく井	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事 さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事
			02	揚水設備工事 揚水	さく孔、さく井工事に伴う揚水設備等を設置する工事 揚水設備工事、ポンプ設置工事
			99	その他工事 その他	その他のさく井工事 石油掘削工事、天然ガス掘削工事
25	建具工事業	建具	01	サッシ工事 サッシ	サッシを取り付ける工事 サッシ取付け工事
			02	カーテンウォール工事 カーテン	金属製カーテンウォールを取り付ける工事 金属製カーテンウォール取付け工事
			03	シャッター工事 シャッター	シャッターを取り付ける工事 シャッター取付け工事
			04	自動ドア工事 ドア	自動ドアを取り付ける工事 自動ドア取付け工事
26	水道施設工事業	水道	01	取水施設工事 取水	上水道、工業用水道等の取水施設を総合的に築造する工事 取水施設工事
			02	浄水施設工事 浄水	上水道、工業用水道等の浄水施設を総合的に築造する工事 浄水施設工事
			03	配水施設工事 配水	上水道、工業用水道等の配水施設を総合的に築造する工事 配水施設工事
注) 上水道施設の水処理機械設備を複合的に設置する工事は、機械器具設置工事業の水処理設備工事(20-03) 注) ・公道下等の上水道管理設工事は、土木工事業の土木一式工事(01-01) ・農業用水道を建設する工事は、土木工事業の農業土木工事(01-02) ・家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道の配水小管を設置する工事は、管工事業の給排水設備工事(09-01)					

< 別表 1 >

○ 『建設工事』業種コード

業 種			受 注 希 望 工 事 分 類		工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大 コード	業 種 名	略 称	業種小 コード	工 事 分 類 名		
			04	下水処理設備工事	下水	公共下水道、流域下水道の処理設備を総合的に築造する工事 注)・公道下等の下水道管理設工事は、土木事業の土木一式工事(01-01) ・かんがい用排水施設工事は、土木事業の農業土木工事(01-02) ・規模の大小を問わず浄化槽又は合併処理浄化槽によりし尿を処理する施設を建設する工事は、管工事の浄化槽工事(09-03) ・下水道施設の処理機械設備を複合的に設置する工事は、機械器具設置工事の処理設備工事(20-03) ・し尿処理施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事のし尿処理施設工事(28-02)
			99	その他工事	その他	その他の水道施設工事
27	消防施設工事業	消防	01	● 水消火設備工事	水消火	水による消火に必要な設備を設置する工事 屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事
			02	● 泡消火設備工事	泡消火	泡による消火に必要な設備を設置する工事 泡消火設備工事
			03	● 不燃性ガス消火設備工事	ガス	不燃性ガス、蒸発性液体による消火に必要な設備を設置する工事 不燃性ガス消火設備工事、蒸発性液体消火設備工事
			04	● 粉末消火設備工事	粉末	粉末による消火に必要な設備を設置する工事 粉末消火設備工事
			05	● 火災報知設備工事	報知	火災報知に必要な設備を設置する工事 火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事
			06	● 避難設備工事	避難	避難設備を設置する工事 金属製避難はしご設置工事、救助袋設置工事、緩降機設置工事、避難橋設置工事 注)ビルの外壁等に避難階段を設置する工事は、建築工事の建築一式工事(02-01)又は鋼構造工事の鉄骨工事(11-01)
			07	● 排煙設備工事	排煙	排煙設備を設置する工事 排煙設備設置工事
			99	その他工事	その他	その他の消防施設工事
28	清掃施設工事業	清掃	01	ごみ処理施設工事	ごみ	ごみ処理施設を総合的に設置する工事 ごみ処理施設工事
			02	し尿処理施設工事	し尿	し尿処理施設を総合的に設置する工事 注)・規模の大小を問わず浄化槽又は合併処理浄化槽によりし尿を処理する施設を建設する工事は、管工事の浄化槽工事(09-03) ・公共下水道、流域下水道の処理設備を総合的に築造する工事は、水道施設工事の下水処理設備工事(26-04)
			99	その他工事	その他	その他の清掃施設工事
29	解体工事業	解体	01	解体工事	解体	工作物の解体を行う工事 工作物解体工事 注)それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ「土木一式工事」や「建築一式工事」に該当する。

＜別表 2＞

○ 『設計・調査・測量』業務コード

※ 「業務内容」欄に ●印 が表示されている業務を希望される場合は、登録情報を確認できる書類が必要となります。

業務名	業務分類名	業務コード	業務内容
測量	● 測量一般	3000	基準点測量、水準測量、平板測量等を用いる地形、地物等の測定図示及び地形図等の作成
	● 地図の調製	3010	既成の地図等を基図とし、編集資料を参考にして基図の表現事項を所定の方法によって描画する新たな地形図等の作成
	● 航空測量	3020	空中写真を用いる地形、地物等の測定図示及び地形図等の作成
建築関連コンサルタント	● 建築意匠(建築意匠に関する計画、調査、企画、立案、環境影響調査若しくは助言又は建築意匠に関する工事の設計若しくは監理)		
	居住施設	4000	共同住宅、職員公舎、寄宿舎等
	学校施設	4001	学校、技術専門学校、養護学校等
	医療及び社会福祉施設	4002	病院、診療所、保健所、老人ホーム等
	事務所及び庁舎	4003	庁舎、事務所、研究所、試験所等
	スポーツ施設	4004	競技場、体育館、水泳場、その他スポーツ施設等
	劇場及びホール	4005	劇場、公会堂、映画館、観覧場、集会場(オーディトリウムを有するものに限る。)等
	美術館・博物館・記念館	4006	美術館、博物館、記念館、図書館等
	集会場・コミュニティーセンター	4007	集会場、コミュニティーセンター等
	厚生施設(宿泊施設等)	4008	ホテル、旅館、保養所等
	その他	4009	戸建住宅、工場、倉庫、自転車置場、その他複合建築物等
	建築構造	4010	特殊構造の建築物、軟弱地盤等における建築構造の設計又は監理
	空調設備	4020	空調調和設備等の設計又は監理
	給排水設備	4030	給排水衛生設備、ガス設備等の設計又は監理
	電気設備	4040	電気設備等の設計又は監理
	建築積算	4050	建築設計における積算数量の算出
	機械積算	4060	機械設計における積算数量の算出
	電気積算	4070	電気設計における積算数量の算出
	建物調査	4080	建物の耐震、災害、補修等の調査又は設計
	地質調査	地質調査	5000
補償コンサルタント	土地調査	6000	土地、建物等の登記簿等の調査、戸籍簿等の調査、土地等の権利者の確認調査、面積計算等
	土地評価	6001	土地及び土地に関する所有権以外の権利の評価、残地補償等に関する調査又は補償金額の算定。土地調査その他これに類する資料の作成
	物件及び機械工作物	6002	物件に関する登記簿等の調査、物件調査その他これに類する資料の作成。物件及び機械工作物に関する調査又は補償金額の算定。居住者及び動産に関する調査又は補償金額の算定
	営業補償・特殊補償	6003	営業、鉱業権、漁業権、水利権その他の特殊な権利、養殖物、特産物に関する調査又は補償金額の算定
	事業損失	6004	電波障害、日照阻害、水枯渇、地盤変動その他の事業損失に関する調査又は補償金額の算定
	補償関連	6005	公共補償に関する調査又は補償金額の算定
	事業認定	6006	事業認定申請書及び裁決申請書の作成
	その他	6007	物件等の補償金額の算定方法及びその根拠についての説明。精度管理に関する業務。その他の調査又は補償金額の算定
建設コンサルタント	河川、砂防及び海岸(治水利水計画、砂防計画若しくは海岸保全計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は河川(ダムを含む。)、砂防(地すべり防止を含む。))若しくは海岸に関する工事の設計若しくは監理)		
	河川	7000	河川に関するもの(治水、利水、水質、底質、地下水、治水経済、堰、水門、開門、樋門、樋管、機場、築堤、護岸等)
	砂防	7001	砂防に関するもの(砂防ダム、流域特性、流送土砂、地すべり、急傾斜地等)
	ダム	7002	ダムに関するもの(ダム、水理、治水(洪水調節)、利水、ダム施設配置、水理模型実験、管理施設、発電施設、嵩上げ等)
	港湾及び空港	7010	港湾計画若しくは空港計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は港湾若しくは空港に関する工事の設計若しくは監理
	電力土木	7020	電源開発計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は発電用ダム、水路構造物等に関する工事の設計若しくは監理
	道路(道路計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は道路に関する工事の設計若しくは監理)		
	交通及び路線	7030	交通及び路線に関する調査、企画又は設計(交通量、交通解析、自動車起終点、パーソントリップ、物資流動、車両重量、渋滞、道路交通センサス、道路網計画、ネットワーク、駐車場、路線選定、交差点等)
	道路	7031	道路に関する概略(予備)設計、実施(詳細)設計又は監理(道路、橋梁、連絡・休息施設、交差点、道路景観等)
	道路管理施設	7032	道路管理施設に関するもの(交通安全施設、交通管理施設、交通環境施設、交通情報施設、都市基盤施設等)

<別表 2>

○ 『設計・調査・測量』業務コード

※ 「業務内容」欄に ●印 が表示されている業務を希望される場合は、登録情報を確認できる書類が必要となります。

業務名	業務分類名	業務コード	業務内容
建設コンサルタント(続き)	鉄道	7040	鉄道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は鉄道(鋼索鉄道を含む。)に関する工事の設計若しくは監理
	上水道及び工業用水道(上水道計画若しくは工業用水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は上水道若しくは工業用水道に関する工事の設計若しくは監理)		
	水道施設	7050	上水道施設又は工業用水道施設に関するもの(取水、浄水、さく井、水処理、汚泥処理、送配水、ポンプ等)
	送配水管渠	7051	送配水管渠に関するもの
	下水道(下水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は下水道に関する工事の設計若しくは監理)		
	下水処理施設	7060	下水処理施設に関するもの(水処理、汚泥処理、ポンプ等)
	下水管渠	7061	下水管渠に関するもの
	農業土木	7070	かんがい排水、耕地整備、農地保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する設計若しくは監理
	森林土木	7080	治山、林道、森林環境保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する設計若しくは監理
	造園	7090	公園緑地計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は公園緑地に関する工事の設計若しくは監理
	都市計画及び地方計画(都市計画又は地方計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理)		
	土地利用計画	7100	土地利用計画に関するもの(フレームワーク、マスタープラン、法規制等)
	都市施設	7101	都市施設に関するもの(交通施設、公園、緑地施設等)
	開発事業	7102	開発事業に関するもの(土地区画整理、市街地再開発、都市拠点整備、ニュータウン開発等)
	地域計画	7103	地域計画に関するもの(地域振興、観光、レクリエーション等)
	環境保全	7104	環境保全に関するもの(環境整備、景観、公害対策、緑地保全等)
	地質	7110	地質に関する調査、企画、立案又は助言
	土質及び基礎	7120	土質に関する調査の企画、立案若しくは助言、構造物の基礎若しくは土の構造物に関する企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
	鋼構造及びコンクリート(鉄骨構造、鉄筋コンクリート構造、コンクリート若しくはコンクリート構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理)		
	鋼橋上部工	7130	橋梁上部工に関するもの(合成桁、トラス、ラーメン、アーチ、斜張橋、吊橋、鋼床版、ランガー、ローゼ等)
	コンクリート橋上部工	7131	コンクリート橋上部工に関するもの(場所打コンクリート、床版橋、プレテンション桁、ポストテンション桁、ラーメン、アーチ、斜張橋、特殊コンクリート等)
	橋梁下部工・基礎構造	7132	橋梁下部工に関するもの(橋台、橋脚、鋼製橋脚、特殊構造等)、基礎構造に関するもの(直接基礎、既製杭、場所打杭、深礎杭、ケーソン、鋼管矢板、連壁、地盤改良等)
	新交通・モノレール	7133	新交通及びモノレールに関するもの(上部構造、下部構造、基礎構造等)
	特殊構造	7134	特殊構造に関するもの(景観、耐風、耐震、防護工(落石・雪崩)、遮音壁、化粧板等)
	維持・補修、その他	7135	鋼構造物及びコンクリート構造物の維持、補修に関するもの(点検、損傷、変状、維持、補修、拡幅、基礎補強、架換等)
	トンネル	7140	トンネル構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はトンネルに関する工事の設計若しくは監理
	施工計画、施工設備及び積算	7150	工事実施に関する調査、企画、立案若しくは助言、工事実施の監理、工事実施のための調査若しくは設計又は施工方法、仮設計画若しくは工程計画に基づく積算若しくは工事原価管理
建設機械	7160	工事実施のための機械の調査、設計若しくは監理	
建設環境(環境アセスメント又は環境管理、環境整備に関する調査、計画若しくは設計)			
環境調査・計画	7170	大気、水質、騒音、振動、動物・植物生態系、景観等に関する調査、予測、評価又は記録	
環境整備	7171	河川空間環境、道路環境、地域環境等に関する環境整備、景観、公害対策、緑地保全等に関する計画又は設計	
その他の建設コンサルタント	7900		
その他	資料整備	8000	調査、計画、設計等に関する資料の収集、記録又は資料の整備
	その他	8001	廃棄物対策、情報システム、情報通信、防災対策等に関する企画、調査・計画、予測、評価又は記録等。補償説明。 ●不動産鑑定、●計量証明、●登記業務

別表3 埼玉県電子入札共同システム参加自治体問合せ先

第3回参加	自治体名	所在地	担当課所名	TEL & FAX
○	埼玉県	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1	総務部 入札審査課 審査担当(工事)	048(830)5771(直) 048(830)4914
○	さいたま市	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4	財政局 契約管理部 契約課 契約管理係	048(829)1179(直) 048(829)1986
○	川越市	〒350-8601 川越市元町1-3-1	総務部 契約課 工事担当	049(224)5632(直) 049(223)1726
○	熊谷市	〒360-8601 熊谷市宮町2-47-1	総務部 契約課 契約検査係	048(524)1111 048(522)8085
○	川口市	〒332-8601 川口市青木2-1-1	理財部 契約課 工事契約係	048(258)1237(直) 048(258)6161
○	行田市	〒361-8601 行田市本丸2-5	総務部 契約検査課	048(556)1111 048(554)0199
○	秩父市	〒368-8686 秩父市熊木町8-15	財務部 契約課	0494(25)5216(直) 0494(22)2534
○	所沢市	〒359-8501 所沢市並木1-1-1	総務部 契約課	04(2998)9058(直) 04(2998)9056
○	飯能市	〒357-8501 飯能市双柳1-1	企画総務部 契約検査課	042(973)2480(直) 042(974)6770
○	加須市	〒347-8501 加須市三俣2-1-1	総合政策部 管理契約課	0480(62)1111 0480(62)5981
○	本庄市	〒367-8501 本庄市本庄3-5-3	企画財政部 財政課 契約検査係	0495(25)1165(直) 0495(22)0602
○	東松山市	〒355-8601 東松山市松葉町1-1-58	政策財政部 契約検査課 契約グループ	0493(21)1445(直) 0493(22)4031
○	春日部市	〒344-8577 春日部市中央6-2	総務部 契約課 契約担当	048(736)1128(直) 048(733)3826
○	狭山市	〒350-1380 狭山市入間川1-23-5	総務部 契約検査課 契約担当	04(2936)9887(直) 04(2955)0599
○	羽生市	〒348-8601 羽生市東6-15	企画財務部 財政課 契約係	048(561)1121 048(563)2322
○	鴻巣市	〒365-8601 鴻巣市中央1-1	総務部 契約検査課	048(541)9255(直) 048(541)9256
○	深谷市	〒366-8501 深谷市仲町11-1	総務部 契約検査課 契約係	048(574)6634(直) 048(573)8250
○	上尾市	〒362-8501 上尾市本町3-1-1	総務部 契約検査課 契約担当	048(775)5116(直) 048(775)9819
○	草加市	〒340-8550 草加市高砂1-1-1	総務部 契約課	048(922)1129(直) 048(922)3091
○	越谷市	〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1	総務部 契約課	048(963)9131(直) 048(966)6008
○	蕨市	〒335-8501 蕨市中央5-14-15	総務部 財政課 契約係	048(433)7706(直) 048(432)7992
○	戸田市	〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1	総務部 管財入札課	048(441)1800 048(432)8521

※○のついている自治体が今回の受付対象となります。

第3回 参加	自治体名	所在地	担当課所名	TEL & FAX
○	入間市	〒358-8511 入間市豊岡1-16-1	総務部 管財課 契約担当	04(2964)1111 04(2964)1014
○	朝霞市	〒351-8501 朝霞市本町1-1-1	総務部 契約検査課 入札契約係	048(463)2488(直) 048(467)0770
○	志木市	〒353-8501 志木市中宗岡1-1-1	総合行政部 行政管理課 文書統計・発注管財グループ	048(473)1112(直) 048(474)4384
○	和光市	〒351-0192 和光市広沢1-5	企画部 財政課 契約検査担当	048(424)9100(直) 048(464)1234
○	新座市	〒352-8623 新座市野火止1-1-1	財政部 管財契約課 契約検査係	048(477)2281(直) 048(477)1590
○	桶川市	〒363-8501 桶川市泉1-3-28	総務部 契約管財課 契約・管財係	048(788)4912(直) 048(786)9866
○	久喜市	〒346-8501 久喜市下早見85-3	総合政策部 財政課 契約係	0480(22)1111 0480(22)3319
○	北本市	〒364-8633 北本市本町1-111	政策推進部 財政課 契約・検査担当	048(594)5513(直) 048(592)5997
○	八潮市	〒340-8588 八潮市中央1-2-1	総務部 契約検査課 契約担当	048(996)2348(直) 048(995)7367
○	富士見市	〒354-8511 富士見市鶴馬1800-1	総務部 総務課 契約検査担当	049(252)7130(直) 049(254)2000
○	三郷市	〒341-8501 三郷市花和田648-1	総務部 契約課 契約係	048(930)7767 048(953)1169
○	蓮田市	〒349-0193 蓮田市黒浜2799-1	総合政策部 契約検査課 契約検査担当	048(768)3111 048(765)1700
○	坂戸市	〒350-0292 坂戸市千代田1-1-1	総合政策部 財政課 契約検査係	049(283)1331 049(283)3903
○	幸手市	〒340-0192 幸手市東4-6-8	総務部 契約管財課 契約・検査・管財担当	0480(43)1111 0480(43)3783
○	鶴ヶ島市	〒350-2292 鶴ヶ島市三ツ木16-1	総合政策部 財政課 契約担当	049(271)1111 049(271)1190
○	日高市	〒350-1292 日高市南平沢1020	総合政策部 管財課 契約検査担当	042(989)2111 042(985)4486
○	吉川市	〒342-8501 吉川市きよみ野1-1	総務部 財政課 管財担当	048(982)5966(直) 048(981)5392
○	ふじみ野市	〒356-8501 ふじみ野市福岡1-1-1	総務部 契約・法務課 契約・検査係	049(262)9010(直) 049(266)6245
○	白岡市	〒349-0292 白岡市千駄野432	経営企画部 財政課 工事検査室	0480(31)9053(直) 0480(92)9096
○	伊奈町	〒362-8517 北足立郡伊奈町中央4-355	総務課 管財係	048(721)2111 048(721)2136
○	三芳町	〒354-8555 入間郡三芳町藤久保1100-1	施設マネジメント課 管財契約担当	049(258)0019 049(274)1055
○	毛呂山町	〒350-0493 入間郡毛呂山町中央2-1	管財課 管財係	049(295)2112 049(295)0771

※○のついている自治体が今回の受付対象となります。

第3回 参加	自治体名	所在地	担当課所名	TEL & FAX
○	滑川町	〒355-8585 比企郡滑川町福田750-1	総務政策課 企画調整担当	0493(56)6910(直) 0493(56)2448
○	嵐山町	〒355-0211 比企郡嵐山町杉山1030-1	総務課 財政契約担当	0493(62)2151(直) 0493(62)5935
○	小川町	〒355-0392 比企郡小川町大塚55	政策推進課 管財契約担当	0493(72)1221 0493(74)2920
○	川島町	〒350-0192 比企郡川島町下八ツ林870-1	政策推進課 管財・契約グループ	049(299)1752(直) 049(297)6058
○	吉見町	〒355-0192 比企郡吉見町下細谷411	総合政策課 情報政策係	0493(54)1516(直) 0493(54)5147
○	鳩山町	〒350-0392 比企郡鳩山町大豆戸184-16	政策財政課 財政・管財・入札担当	049(296)1212(直) 049(296)2594
○	ときがわ町	〒355-0395 比企郡ときがわ町玉川2490	政策財政課 財政担当	0493(65)0404(直) 0493(65)3631
○	横瀬町	〒368-0072 秩父郡横瀬町横瀬4545	まち経営課 財政担当	0494(25)0112(直) 0494(23)9349
○	皆野町	〒369-1492 秩父郡皆野町皆野1420-1	総務課 情報管財担当	0494(62)1231(直) 0494(62)2791
○	長瀬町	〒369-1392 秩父郡長瀬町本野上1035-1	企画財政課 企画財政担当	0494(66)3111 0494(66)0894
○	小鹿野町	〒368-0192 秩父郡小鹿野町小鹿野89	総合政策課 契約担当	0494(75)4196 0494(75)2819
○	美里町	〒367-0194 児玉郡美里町木部323-1	総合政策課 財政係	0495(76)1114(直) 0495(76)0909
○	神川町	〒367-0292 児玉郡神川町植竹909	総務課 庶務担当	0495(77)2114(直) 0495(77)3915
○	上里町	〒369-0392 児玉郡上里町七本木5518	総務課 管財契約係	0495(35)1234(直) 0495(33)2429
○	寄居町	〒369-1292 大里郡寄居町寄居1180-1	財務課 管財契約班	048(581)2121 048(581)5100
○	宮代町	〒345-8504 南埼玉郡宮代町笠原1-4-1	企画財政課 管財担当	0480(34)1111 0480(34)7820
○	杉戸町	〒345-8502 北葛飾郡杉戸町清地2-9-29	管財契約課 契約審査担当	0480(33)1111 0480(33)4550
○	松伏町	〒343-0192 北葛飾郡松伏町松伏2424	企画財政課 総合政策担当	048(991)1818(直) 048(991)7681
○	越谷・松伏 水道企業団	〒343-8505 越谷市越ヶ谷3-5-22	総務課 庶務担当	048(966)3931 048(963)0706
○	戸田ボート レース企業団	〒335-0024 戸田市戸田公園8-22	総務部 管理担当	048(441)7713(直) 048(441)7719
○	秩父広域市 町村圏組合	〒368-0002 秩父市栃谷1477 秩父クリーンセンター内	事務局 契約検査課	0494(23)2489(直) 0494(23)1236
○	埼玉西部 消防組合	〒359-1118 所沢市けやき台1-13-11	契約会計課 契約・検査グループ	04(2929)9136(直) 04(2929)9127

※○のついている自治体が今回の受付対象となります。

申請書提出前に確認してください

1 申請を希望する自治体・業務は共同受付の対象ですか。

- ◎ 申請をすることができる自治体は、埼玉県電子入札共同システムに参加している自治体です。
- ◎ 申請できる業務は、自治体ごとに異なります。確認してください。

2 税金の滞納（分納）はありませんか。

- ◎ 申請する自治体により対象税目が異なります。当該税金に係る「完納の証明」の提出が必要です。

(1) 法人の場合

ア 全申請先共通→納税証明書（その3の3） ※法人設立直後でも発行可能
税務署が発行する、「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明

イ 埼玉県に申請する場合→埼玉県税の納税状況等照会同意書（様式D-1）

ウ 埼玉県以外の自治体に申請する場合

申請する自治体ごとに税目や納税証明の要件が異なります。別冊2の各自治体のページを確認してください。

※新型コロナウイルス感染症等の影響への対応については、申請の手引23ページを確認してください。

(2) 個人の場合

ア 全申請先共通→納税証明書（その3の2） ※開業直後でも発行可能
税務署が発行する、「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明

イ 埼玉県に申請する場合

（ア）埼玉県税の納税状況等照会同意書（様式D-1）

（イ）埼玉県内の市町村が発行する、個人住民税の滞納額（未納額）がないことの証明

ウ 埼玉県以外の自治体に申請する場合

申請する自治体ごとに税目や納税証明の要件が異なります。別冊2の各自治体のページを確認してください。

※新型コロナウイルス感染症等の影響への対応については、申請の手引23ページをご確認ください。

3 申請する業務に必要な資格、許可を持っていますか。

- ◎ 申請に必要な要件を満たしていない場合は、当該業務に係る申請を受け付けません。

(1) 建設工事を申請する場合

ア 申請する事業所で、建設業許可を受けていない業種を申請することはできません。

イ 経営事項審査を受けていない業種を申請することはできません。

ウ 「電気工事業」、「管工事業」、「電気通信工事業」及び「消防施設工事業」を申請する場合、受注希望工事によって資格等が必要です。その資格がない者は、当該受注希望工事を申請することができません。

(2) 設計・調査・測量を申請する場合

ア 申請する事業所で登録がない場合、次の業務を申請することができません。

(ア) 測量業（測量業者登録）

(イ) 建築関連コンサルタント業務のうち建築意匠（建築士事務所登録）

イ 「その他」業務は、申請する業務内容によって必要な登録があります。その登録がない場合は、当該業務について申請することができません。

【例】「その他」業務のうち登記業務を申請する場合、申請者の商号・名称等に要件があります。

4 申請書類は全てそろっていますか。期限切れとなっている書類はありませんか。

◎ 提出書類（共通書類、自治体書類）は全てそろっていますか。それぞれのチェックリストで確認してください。

◎ 申請日時点で、有効な必要書類が全てそろっていない場合は、申請を受け付けません。

※申請に必要な要件は、申請先の自治体により異なります。（→別冊2参照）

※申請に必要な要件を満たしていない場合、書類に不備があった場合等は、申請取下げとなります。

※申請書を提出する前に、手引をよく確認してください。